

資料4-2

令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針(案)

〔コンサルタント業務等〕

参考資料(継続項目)

令和5年2月28日



国土交通省 関東地方整備局

【目次】

令和5年度 入札・契約手続きの実施方針 継続項目	2
1. 品質確保と担い手の育成・確保	4
2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保	26
3. 事務手続きの効率化	37
4. 実施状況データ整理集	46

1. 品質確保と担い手の育成・確保

○確実な品質確保対策の実施

- 1－① 実施能力を評価した選定【R4.8～】
- 1－② 賃上げを実施する企業に対する加点措置【R4.2～】
- 1－③ 事業促進PPP業務の受注制限、常駐・専任緩和【R3.1～】
- 1－④ 事業促進PPP業務の業務指導実績のマネジメント経験認定【R3.8～】
- 1－⑤ 事業促進PPP業務の管理(主任)技術者経験の加点評価【R3.8～】
- 1－⑥ 履行確実性評価、低入札価格調査における対象業務の拡大【H25.10～】
- 1－⑦ 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【R1.8～】

○担い手(地元企業・若手技術者等)の育成・確保

- 1－⑧ 適切な地域要件の設定【R2.8～】
- 1－⑨ 災害協定等に基づく活動実績の評価対象の拡大【R3.8～】
- 1－⑩ 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)【H28.8～】

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 2－① 分離発注の徹底
- 2－② 拡大型プロポーザル方式の導入【H25.10～】
- 2－③ 業務成績評点、優良業務表彰等の評価基準変更【R3.8～】
- 2－④ 業務実績の評価対象期間の見直し【H28.4～】
- 2－⑤ 海外インフラプロジェクト実績認定【R3.4～】
- 2－⑥ 手持ち業務量(金額)の変更【R3.4～】
- 2－⑦ 照査技術者の配置要件の見直し【R4.8～】
- 2－⑧ テレビ会議システムを活用したヒアリングの実施(試行)【R4.4～】

3. 事務手続きの効率化

- 3-① 継続クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-
継続業務の発注時の資料閲覧について
- 3-② 入札説明書等の記載の簡素化【H28.8～】
- 3-③ 入札公告資料の合理化【R2.4～】
- 3-④ 一括審査方式の導入【H28.8～】
- 3-⑤ 技術者評価を重視した選定(更なる簡素化)【H27.4～】
- 3-⑥ 簡易な参加表明書を用いた審査の導入【H30.8～】
- 3-⑦ 技術提案書の無効通知の追加【R4.4～】
- 3-⑧ 実施能力を評価した選定(更なる簡素化)【R1.8～】
- 3-⑨ 災害対応における随意契約、通常指名競争の活用
- 3-⑩ 入札結果及び契約内容等に係る情報閲覧の効率化【R2.10～】

4. 実施状況データ整理集

- 4-① 建設コンサルタント業務等の不調・不発発生状況
 - 4-② 品質確保対策の実施状況
- 【参考】建設コンサルタント業務等の入札契約方式の概要

1. 品質確保と担い手の育成・確保

【趣旨】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無い企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し技術的課題を評価する評価方法の試行

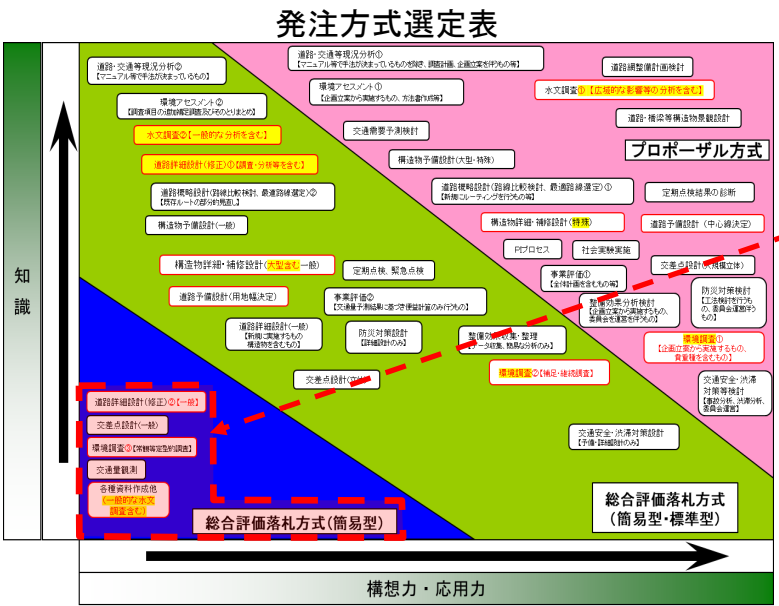
【対象】 総合評価落札方式(簡易型1:1)で発注する業務のうち、発注方式選定表青部記載の業務の種類において、本試行を**選択することができる。**

【概要】 関東地方整備局発注業務の受注実績が無いことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促し、次回の業務参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、**継続的な業務の担い手企業**の裾野を広げることを期待し、**新規参入者の増加による不調対策**を図る【R4.8~】

業務対象

○実施能力評価拡大型の試行対象
土木コン、測量、地質の3業種における総合評価(簡易型1:1)のうち、右表に記載されている業務の種類において下記事項を参考に選択する。

- ・不調・不落が多い業務
- ・地域の担い手確保が必要な業務



事業名	業務の種類
道路事業	道路詳細設計(修正)②【一般】
	交差点設計(一般)
	環境調査③【常観等定型的調査】
	交通量観測
	各種資料作成他(一般的な水文調査含む)
河川事業	堤防・護岸設計③【現地条件変更による修正設計、小構造物設計図集に掲載の構造物の数量、図面作成】
	耐震性能照査③【簡易式による判定を行う業務】
	河川台帳作成
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	施設点検調査②【標準的な調査】
測量調査	水質観測②【水質調査(採水・水質分析のみ)(プランクトン同定を除く)】
	各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】
	復旧測量※
	路線測量※
	水文観測③【標準的な観測手法によるもの】
	基準点測量※
	河川測量※
	現地測量(地形測量)※
	用地測量※
	水準測量※
	地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】
	定期縦横断面測量※
	地図編集
	深淺測量②【標準的なもの】
	既成図数値化
地質調査	一筆調査(E工程)
	※印の工種は、三次元点群測量を含む。
	ボーリング調査(支持層確認、改良チェック等)
	地下水調査(観測)
	計器設置及び観測作業(設置・観測のみ)
	地盤環境調査(採取、分析)

実施能力評価拡大型へ
選択可能な業務の種類

※発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 業務・マネジメント部会(令和4年度第1回) 資料から加筆修正
関東地方整備局では、価格競争方式を総合評価落札方式(簡易型)で運用

- 評価基準は、現行の総合評価(簡易型)(実施能力評価)を基に、**評価項目「成績・表彰」を省略**
- 業務経験、地域性－地理的条件の評価項目を**優位に評価し、ウェイトを上方修正**
- 参加表明書と技術提案書を**同時に提出する方式**とし、**入札手続き期間の(約20日)短縮と資料作成の省力化**を図る

評価方法イメージ

○現行:総合評価落札方式(簡易型1:1)における参加資格要件の評価

総合評価落札方式(簡易型1:1)

評価項目	詳細項目	評価点
入札参加者を指名するための基準	企業の評価	資格要件
		業務経験
		地理的条件
		地域貢献度
	成績・表彰	業務成績評点
		優良業務表彰の経験
技術者の評価	資格・実績	資格要件
		継続教育取組実績
		業務経験
		若手技術者
	成績・表彰	業務成績評点
		優良業務表彰等の経験

技術点を算出するための基準	技術者の評価	資格・実績	資格要件	50%
			継続教育取組実績	
			業務経験	
			若手技術者	
		成績・表彰	業務成績評点	
	優良業務表彰等の経験			
	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50%

○実施能力評価拡大型(試行):
参加表明書、技術提案書の提出を**同時提出**とする。
企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を省略)
実施方針・実施フロー・工程計画・その他の項目については、**「工程計画・技術的課題」と変更し、資料作成の省力化を図る。**

評価項目		詳細項目		評価点
技術点を算出するための基準	企業の評価	資格・実績	資格要件	40%
			業務経験	
			地理的条件	
			地域貢献度	
	管理（主任）技術者の評価	資格・実績	資格要件	①本店しぱり ②本店、支店 （本店の場合、計 が高くなる）
			継続教育取組実績	
			業務経験	
	若手技術者	若手技術者		
	工程計画・技術的課題			60%

①本店しぱり
②本店、支店又は営業所しぱり
(本店の場合、評価する配点ウェイトが高くなる)

評価を省略

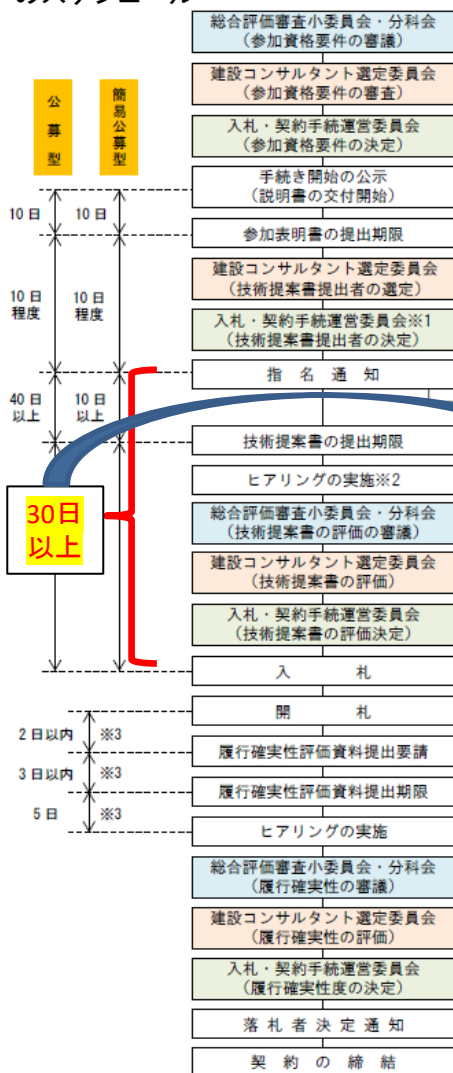
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験
成績・表彰	業務成績評点 優良業務表彰等の経験

資料作成の省力化
実施方針・実施フローを省略し、
技術的課題を追加

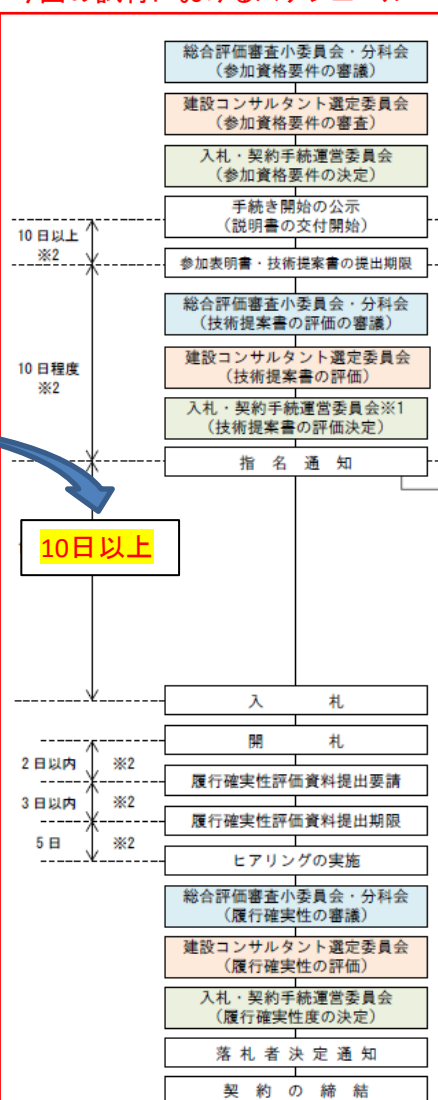
○事務手続きの軽減（スケジュールの短縮と作成資料の省力化）

参加表明書・技術提案書の同時提出で指名通知から入札まで約20日の入札手続期間の短縮を図る
技術提案書の記載内容については、5項目から2項目まで省略し参加者の作成資料の省力化を図る

総合評価落札方式(簡易型1:1) のスケジュール



今回の試行におけるスケジュール



総合評価落札方式(簡易型1:1)技術提案書記載内容

(様式-8)

■業務の実施方針等

【課題】 ①

【着目理由】 ②

【対応方針】 ③

■実施フロー

④

今回の試行における
技術提案書記載内容

■工程計画

検討項目	業務工程				
	月	月	月	月	月

⑤

■工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

①

■工程計画

検討項目	業務工程					備考
	月	月	月	月	月	

②

注1：業務の課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画について

注2：工程計画は、入札説明書に記載の予定履行期間内で記載すること。

注3：文字サイズは、10ポイント以上とすること。（概念図、出典の図）

注4：入札説明書（欄別）3、4に示した内容以外の事項を記載し（課題、着目理由、対応方針、実施フロー、工程計画）以外を記載する。

・成果物の品質を確保するための計画、精度管理、安全管理【公示前に記載から1つを削除し記載すること。】

注1：工程計画は、成果物の品質を確保するための計画について簡潔に記載すること。

注2：工程計画は、特記仕様書に記載の項目について、実施時期が分かるように記載すること。

注3：工程計画は、業務の履行期間を超過しないよう記載すること。

注4：用紙はA4とし、文字サイズは、10ポイント以上とすること。（概念図、出典の明示できる図表、既記成果等を除く。）

注5：以下の場合は実施計画書を無効とする。

- ・件名が異なる。
- ・2項目のいずれかもしくは両方の記載が無い。
- ・A4版1枚を超える記載である。
- ・記載内容が仕様と異なる（他の業務と見受けられる）。
- ・明らかな法令違反となる記載である。
- ・未提出である。

注6：作成にあたっては、本様式に記入又は独自に作成しても構わないが（体裁及び注意事項）は遵守すること。なお、本様式に記入する場合、注1～6におおきく注意して良い。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置、ペナルティの流れ

適用対象：令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

入札公告(公示)

「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価 (賃金引き上げ表明は①事業年度※単位又は②年暦単位での表明)
①大企業 3%以上 ②中小企業1.5%以上 ※①事業年度は契約を行う予定の年の4月以降に開始するもの
加算点=従来の加算点+賃上げ加算点(加算点の5%以上) → (例)施工能力評価型Ⅱ型・・・従来の加算点40点+賃上げ加算点3点=加算点合計43点 (3点/43点=6%)

入札、落札決定

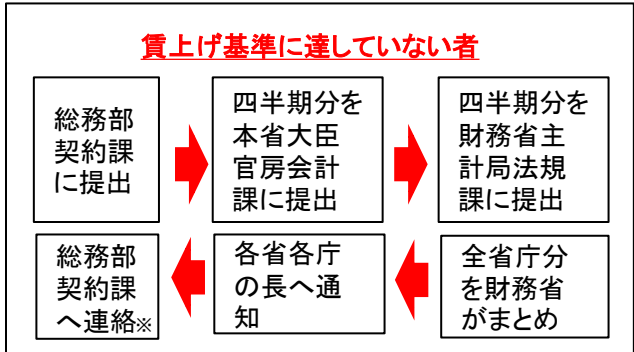
落札者が賃上げ加算点で
加点なし

落札者が賃上げ加算点で
加点あり

加点を受けた落札者が以下の書類作成後に総務部
契約課へ提出 (賃上げの実績の確認)

①年度単位による賃上げ表明
法人事業概況説明書(又は税務申告の作成書類)

②年単位による賃上げ表明
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表



※総務部契約課から、賃上げ基準に達していない企業に減点措置の通知

財務省主計局法規課から通知された日から1年間
国の総合評価落札方式の調達の全てに対して加点
より大きな割合の減点(加点に1点を加えた減点)

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

■適用対象

令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務
但し、令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る調達案件とする。

■関東地方整備局の建設コンサルタント業務等における総合評価方式別の総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

- ・技術点の5%以上の整数とし以下のとおりとする。
- ・従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じとする。

$$\text{技術評価点} = 60 \text{点} \times \frac{\text{技術点(賃上げ加算点を含む)}}{\text{技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)}} \quad \text{※建築コンは55点}$$

①総合評価落札方式(標準型1:3、簡易型1:1(実施能力評価型))

技術点満点が200点の場合 → 従来の技術点200点+賃上げ加算点11点とし合計211点 (11点/211点=5%)

②総合評価落札方式(簡易型1:1(①、③及び④を除く))

技術点満点が100点の場合 → 従来の技術点100点+賃上げ加算点6点とし合計106点 (6点/106点=6%)

③総合評価落札方式(発注者支援業務等)

技術点満点が80点の場合 → 従来の技術点80点+賃上げ加算点5点とし合計85点 (5点/85点=6%)

④総合評価落札方式(建築関係コンサル)

技術点満点が55点の場合 → 従来の技術点55点+賃上げ加算点3点とし合計58点 (3点/58点=5%)

- ・賃上げの実施に関する評価点は、履行確実性評価の対象としない。

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置 実施状況

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。8月末までで2,664件の業務※が対象。
- 全業種合計で、実競争参加者のうち約7割(70%)、実績確認の対象となる落札者のうち約9割(87%)が賃上げを表明。

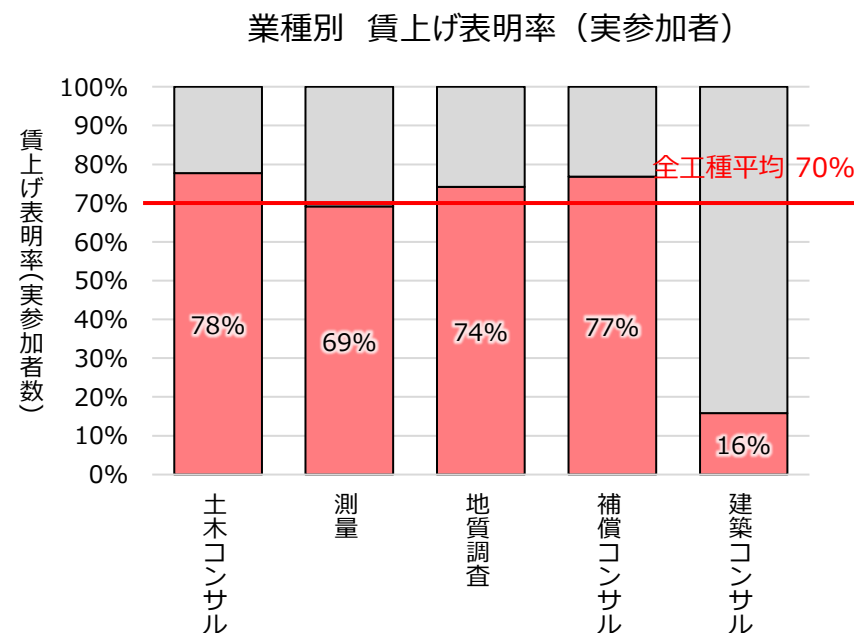
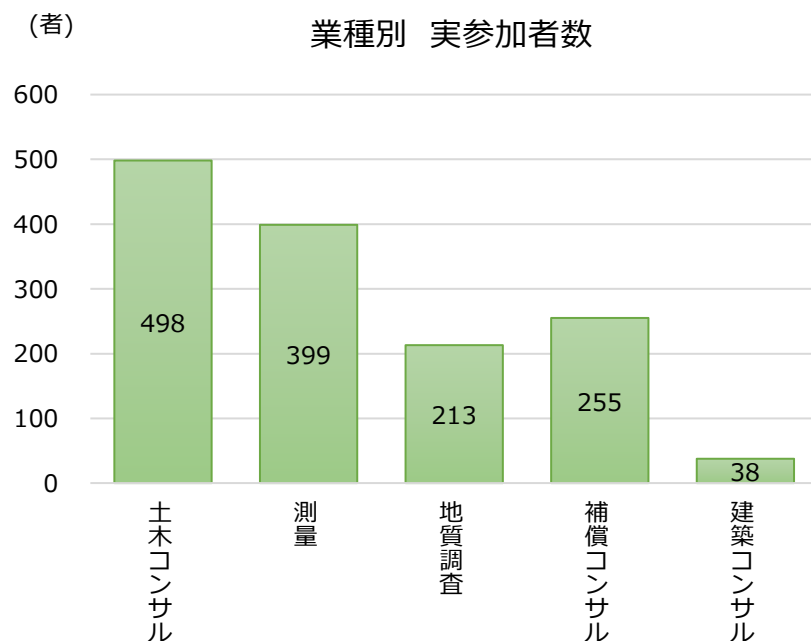
	件数・企業数
対象件数	2,664件
のべ競争参加者数	13,559者
実競争参加者数	970者
うち、賃上げ表明者数	675者 (約70%)
実落札者数	483者
うち、賃上げ表明者	419者 (約87%)

※北海道開発局、8 地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計
 ※この他に、令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の業務がある。

【業種別評価】実競争参加者に占める賃上げ表明率

○全業種平均 約70%の賃上げ表明率

○建築コンサルタント業務の賃上げ表明率は、約16%と低い傾向



事業促進PPP業務における常駐・専任の緩和【継続】

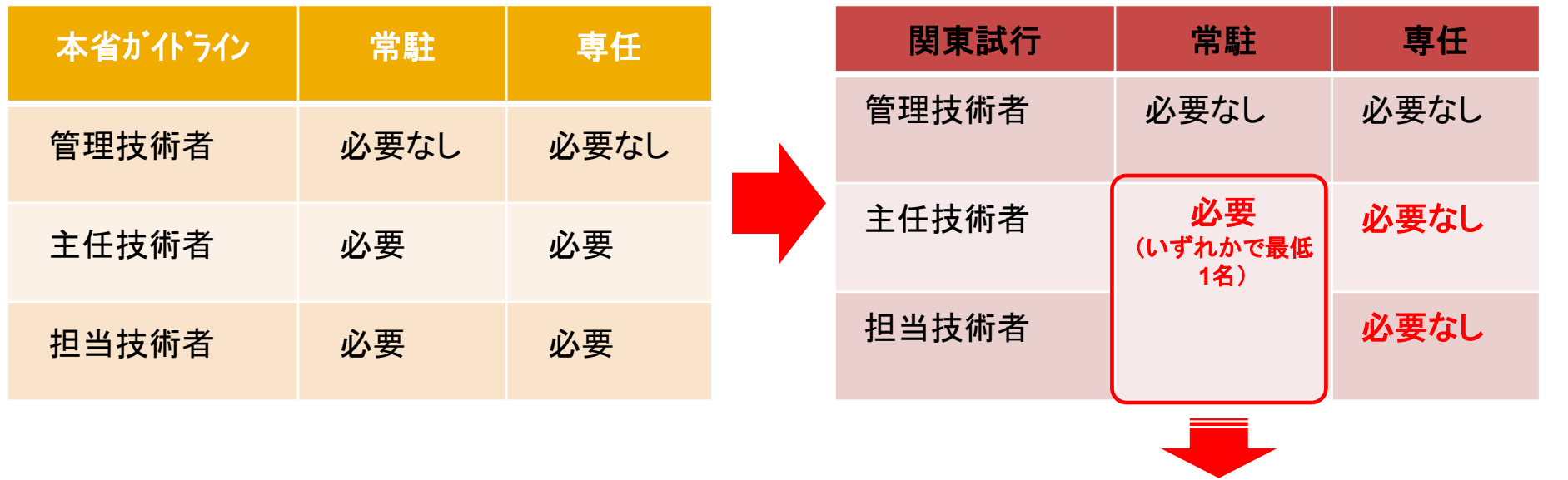
【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

【対象】平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

【概要】高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施

【R2～試行】

【常駐・専任緩和】



専任: 必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)

常駐: 主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)

※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可

※常駐・専任を緩和する場合は、管理技術者出席の事業調整会議の定期開催を必須とする

※主任技術者は選任を求めないが、本業務を最優先することとし、その他業務の監理技術者になることは認めない

【趣旨】事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保、更なる競争性の確保

【対象】事業促進PPP業務(事業監理業務)

【概要】発注者支援業務等の受注制限を緩和

⇒ 受注制限の対象を「発注者支援業務等」から「調査設計資料作成業務」に緩和

受注制限緩和の経緯

従前(～R1.12)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：発注者支援業務等は可 設計業務等は不可

事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保に資するより高い技術力や経験を有する企業の参入促進のため、受注制限を緩和

緩和①(R1.12～)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：発注者支援業務等は不可 設計業務等は不可

■透明性を確保し、他の参加者との公平性を担保 → 試行的に発注者支援業務等を一律受注制限

過度な制限とならないよう受注制限の対象を精査

現在
緩和②(R3.1～)

工事：不可(設計・施工分離原則)

業務：調査設計資料作成業務(行政事務補助)は不可
設計業務等、その他の発注者支援業務等は可

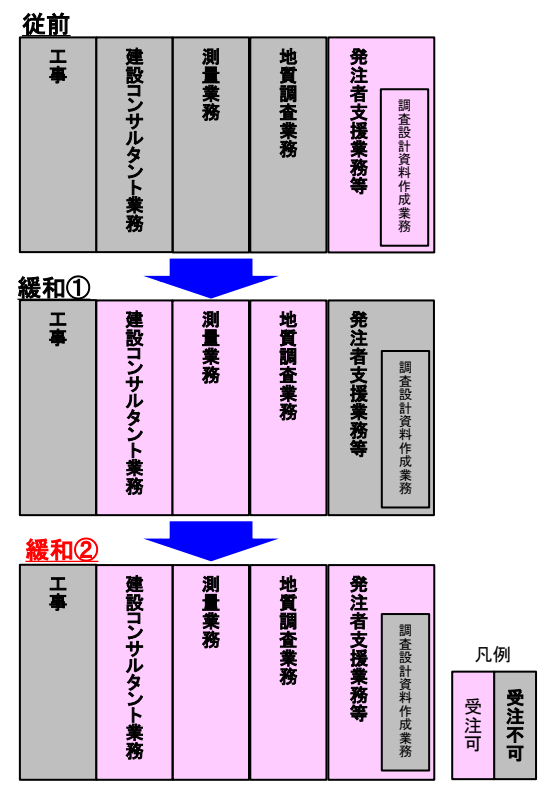
さらなる緩和対象(受注制限対象の精査)の考え方

- 発注者支援業務等側で、業務の受注制限がかかっていないこと
- 業務内容、業務履行環境上、業務の詳細な発注計画・内容を知る可能性が低いこと

【参考】「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」より

2.7公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。

4.2課題・留意事項
事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。



発注者支援業務等とは

- 発注者支援業務
- 公物管理補助業務
- 用地補償総合技術業務
- 行政事務補助業務

※「調査設計資料作成業務」は行政事務補助業務に含まれる

- 工事監督支援業務に準じる業務

○受注インセンティブの向上のため、業務の受注制限、常駐・専任要件緩和

○業務の受注制限、常駐・専任要件緩和により、事業促進PPPの入札不調は改善

- ・ 関東地方整備局において、全国に先立ちR1年度に常駐専任・受注制限緩和を実施。
- ・ 入札不調は、緩和前約6割であったが、緩和後の令和 4年度では全ての業務で契約に至っている。

【R3.1～】

■事業促進PPP業務の契約状況(関東地方整備局)

		H30年度			R1(H31)年度												R2年度												R3年度												R4年度													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12					
件数	契 約	4	2	1									4		4						1		1					16					1						1	16		2		2	1									
	不 調	3		3		1	2	1		1			5	2		3	1								2	1		1									4																	
割合	契 約	39%													42%													0%			78%												100%											
	不 調	61%													58%													100%			22%												0%											

常駐専任
緩和

受注制限
緩和

(関東試行) (関東試行)

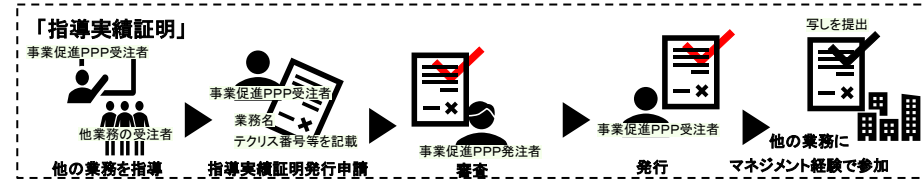
受注制限
緩和2

(関東試行)

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)
【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
【概要】 **事業促進PPP業務※の管理技術者**で、**同種・類似業務の指導した実績をマネジメント経験として認定**
事業促進PPP業務以外の業務実績を有さない場合にも、他の設計業務等への参加が可能

認定条件 過去10箇年度+公示日までに**事業促進PPP業務※の管理技術者**の立場で、
同種・類似業務の指導経験がある(事業促進PPP業務発注者が指導実績証明を発行)
ただし、上記の**事業促進PPP業務の平均業務成績評定が下記※に定める点数以上の場合**に限る

『高いマネジメント力』を評価



他の建設コンサルタント業務等に**管理(主任)技術者**で配置する場合
▼
同種・類似業務の業務実績(マネジメント経験)を有するものとする。

- 【マネジメント経験者の要件】
- ①建設コンサルタント登録規定第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
 - ②地質調査業者登録規定第3条の一に該当する技術管理者
 - ③地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

＋ 現在(R3.8追加)

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に認定

- ①同種・類似業務実績が無い
- ②過去10箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の**管理技術者の立場**で、同種・類似業務を指導した経験(マネジメント経験)を有し、
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が右表青枠の業務成績評価区分の範囲に入る

※ 公示日から過去10年度間に事業促進PPP業務の**管理技術者**の立場で、同種・類似業務を指導した事業促進PPP業務の**業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上の場合に限る。**

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

【趣旨】 品質確保、技術力を重視した評価(高いマネジメント力を有する技術者の活躍機会の拡大)

【対象】 プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者実績を有する技術者を、
「技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務」に管理(主任)技術者として配置する場合、
「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で「部長・事務所長表彰の経験」と同等に評価する【R3.8~】

認定条件 過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または主任技術者として携わった実績がある。

ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の場合に限る

『高いマネジメント力』を評価

プロポーザル方式で発注する、
他の建設コンサルタント業務等に管理技術者で配置する場合

「管理(主任)技術者の経験及び能力」-「優良表彰」で
『部長・事務所長表彰の経験』と同等に加点(3点)

※ただし、部長・事務所長表彰を有する場合は、表彰実績で評価

【加点評価の条件】配置予定技術者(管理(主任)技術者)が以下の3要件を満たす場合に加点評価

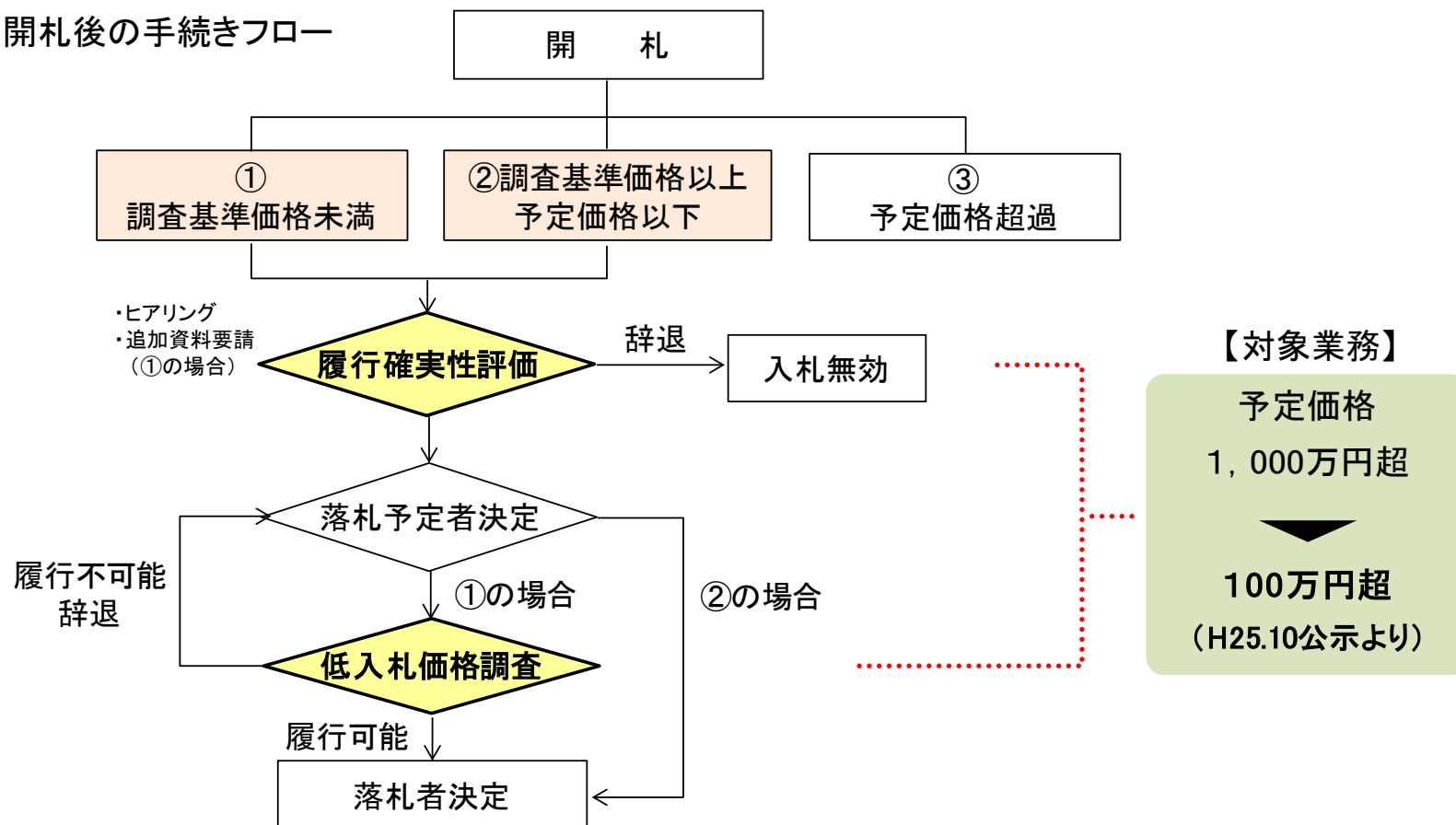
- ①表彰実績が無い(有する場合は表彰実績で評価)
- ②過去4箇年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理又は主任技術者の実績がある
- ③②の業務成績評定点(複数有する場合は平均点)が78点以上

【趣旨】更なる品質確保

【対象】総合評価落札方式で発注する予定価格100万円を超える業務

【概要】品質確保対策として、履行確実性評価、低入札価格調査を実施することとしているが、規模の小さい業務においても更なる品質確保を図るため、対象業務の予定価格を100万円超に拡大【H25.10～】

■開札後の手続きフロー



1-⑦継続技術審査段階における条件明示チェックシートの提示

- 【趣旨】競争参加者への必要な設計条件等の確実な明示
- 【対象】1事務所1件の試行実施
- 【概要】条件明示チェックシートの提示時期を契約後から入札公告時に変更【R1.8～】

(条件明示チェックシート:発注者が詳細設計業務発注時に、設計内容・設計条件を確認した後、受注者に必要な設計条件等を確実に明示し、発注者の業務履行上の責任を確実に履行するツール。)

1. 条件明示チェックシートの提示時期の変更

	従 前	現 在(試行)
対象業務	① 道路詳細設計(平面交差点を含む) ② 橋梁詳細設計 ③ 樋門・樋管詳細設計 ④ 排水機場詳細設計 ⑤ 築堤護岸詳細設計 ⑥ 山岳トンネル詳細設計(換気検討を含む) ⑦ 共同溝詳細設計 ⑧ 砂防堰堤詳細設計	同左
提示時期	詳細設計契約後(の1回目打合せ前)	入札公告時(条件明示チェックシートを入札参考資料として添付)

2. 提示時期の変更によるメリット

- 【発注者のメリット】
 - ・当該業務の実施内容や関連機関との調整未了といった申し送り事項が特記仕様書作成時に把握できる。
 - ・当該業務公告前に実施する入契委員会で、所長を含めた関係各課に設計内容・設計条件が周知できる。
- 【入札参加者のメリット】
 - ・条件明示チェックシートの内容により、当該業務の懸案等を把握でき、入札参加の判断材料となる。
 - ・条件明示チェックシート内容を把握することで、受注後、工程を含めた各種取り組みの対策が早急に対応できる。

例えば、関連機関との調整未了の案件があれば、当該業務はいつまでに把握しなければならないクリティカルパスが可能となるとともに、業務計画書に反映できる。

【趣旨】地域企業の育成、確保

【対象】総合評価落札方式を採用し「地域要件」を設定する業務(本店縛りは簡易型が対象)

【概要】「測量業務」の「本店縛り」の適用対象を、「簡易型」で発注する業務※(現地作業あり)」に拡充(原則)

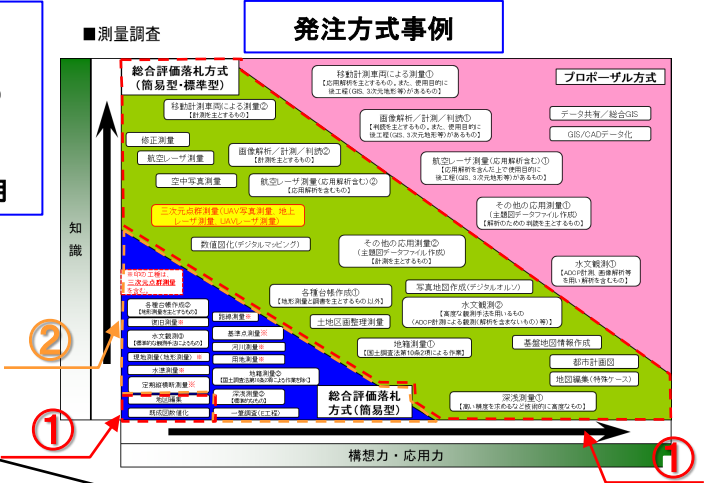
※: 下図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務(業務内容等を勘案し、地域要件設定が適さない場合を除く) 【R2.8~】

地域要件・本店縛り

- 一定地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を評価する「地域要件の設定」を試行中(業務の特性、内容等を勘案するとともに、十分な競争性(業務実施可能者数)が確保されるよう設定)
- 本店縛りでは、一定地域内における企業の「本店」の有無を評価
- 本店縛りは、これまで簡易型発注で比較的規模が小さい業務に適用していたが、R2年度からは、測量業務については、規模にかかわらず、右図(発注方式事例)②の範囲に該当する業務に原則適用

見直し(拡充)前			土木コンサル、測量、地質調査、補償コンサル		
			プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)
	現場なし	比較的規模が小※1			必要に応じて実施
		その他	x	x	x
現場あり	比較的規模が小※1				積極的に実施
		その他			x

※1 : 概ね1,500万円以下が目安



見直し(拡充)後			土木コンサル、 <u>測量</u> 、地質調査、補償コンサル			測量 ①		②
			プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)※2
	現場なし	比較的規模が小※1			必要に応じて実施			必要に応じて実施
		その他	x	x	x			x
現場あり	比較的規模が小※1				積極的に実施			積極的に実施
		その他			x			原則適用

※1 : 概ね1,500万円以下が目安

※2 : 概ね上図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 : 概ね上図(発注方式事例)の②が適用される業務

現在試行中

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 ○:適用
×:適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

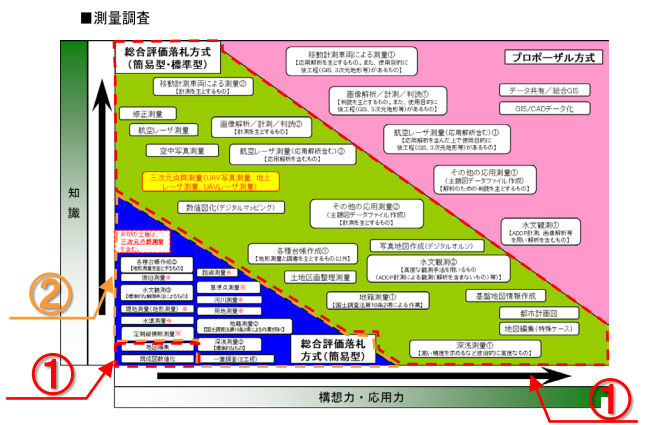
発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢ 道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢ 砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢ i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様に準拠)
既成図数値化	×	×	➢ GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➢ 交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢ 河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢ 山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深浅測量②【標準的なもの】	○	×	➢ 急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢ 面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務(現場作業あり)に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。
地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8~】

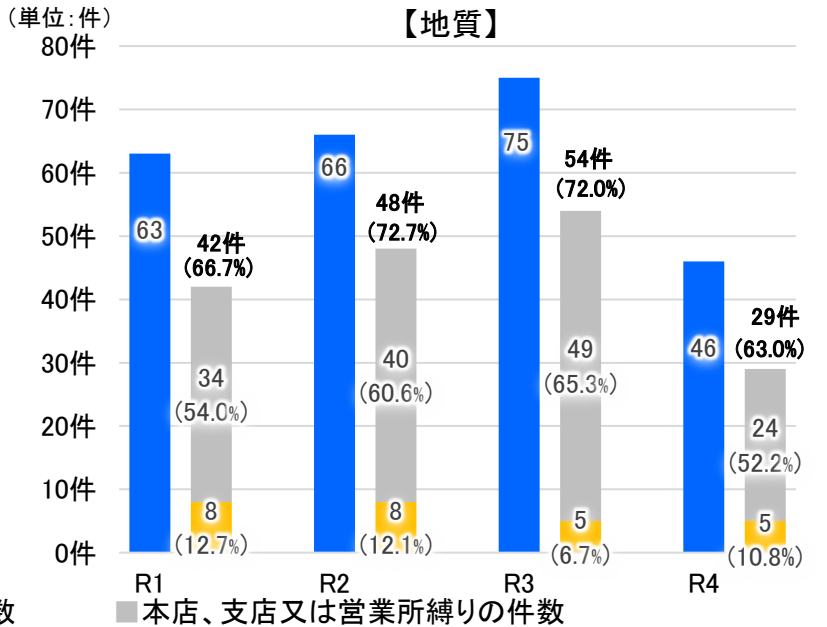
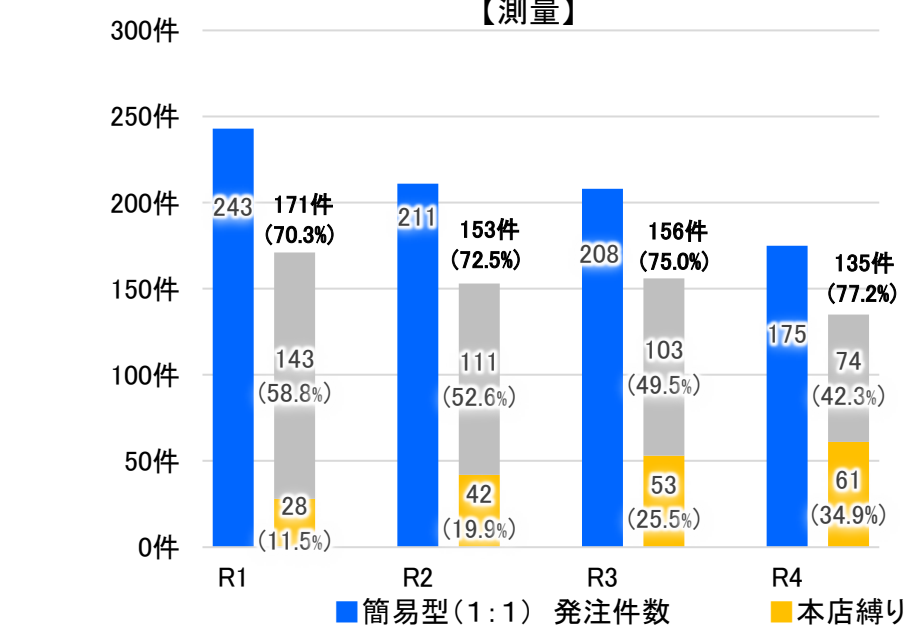
本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量 ① ②			
		プロポ	総合評価 (標準型)	総合評価 (簡易型)	プロポ	総合評価 (標準型)	総合評価 (簡易型) ※2	総合評価 (簡易型) ※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	必要に応じて実施
	その他			×			×	×
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	積極的に実施	原則適用
	その他			×			×	

※1 概ね1,500万円以下が目安
※2 概ね右図(発注方式事例)の①が適用される業務
※3 概ね右図(発注方式事例)の②が適用される業務



■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り、本店、支店又は営業所縛り)での実施状況



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1~R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

「地域要件」の設定と「地域性」の評価

一部拡充

参加資格（地域要件）

○指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を**参加資格要件**とする

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外は指名しない

資格

総合評価落札方式で発注する業務において、十分な競争性が確保できる場合、必要に応じて**参加資格要件**として設定

評価

総合評価落札方式の「**入札参加者を指名するための基準**」で評価

継続

地域性－地理的条件

○指定エリアにおける**本店・支店・営業所の有無**を評価
（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地理的条件**」）

○○○に本店がある

○○○に支店・営業所がある

上記以外（加点なし）

新規

地域性－地域貢献度

○指定エリア内における**災害活動実績**を評価
（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「**地域貢献度**」）

○○事務所（発注事務所）における**災害活動実績**がある

○○事務所（発注事務所）管内**災害活動実績**がある

関東地整管内における**災害活動実績**がある

上記以外（加点なし）

- 【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保（災害時の地域担い手確保・育成）
- 【対象】総合評価落札方式（標準型、簡易型）で発注する全業務で選択可とする。
- 【概要】「地域性－地域貢献度」の評価項目として「災害活動実績の評価」を新規設定（「地理的条件」の評価は継続）
- ・指定エリア内における災害活動実績を評価
 - ・災害協定に基づく災害活動など、関東地方整備局の本局、事務所等からの要請に基づき実施し、『災害活動実績証明書』の交付を受けた災害活動実績（過去5年間）を評価
（「入札参加者を指名するための基準」-「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）
 - ・評価対象を国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大【R3.8～】
- 災害活動を証明する資料
- ・関東地方整備局の実績：災害活動実績証明書（関東地方整備局の本局、事務所等が発効したもの）
 - ・国の機関、地方公共団体、特殊法人等：災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付
個別業務の依頼文のみの添付では、当該業務内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない場合があることから、協定書、及び契約書又は災害活動実績に係る証明書の写し（協定名、災害名、活動実施場所、完了日が証明できるもの）を必ず添付

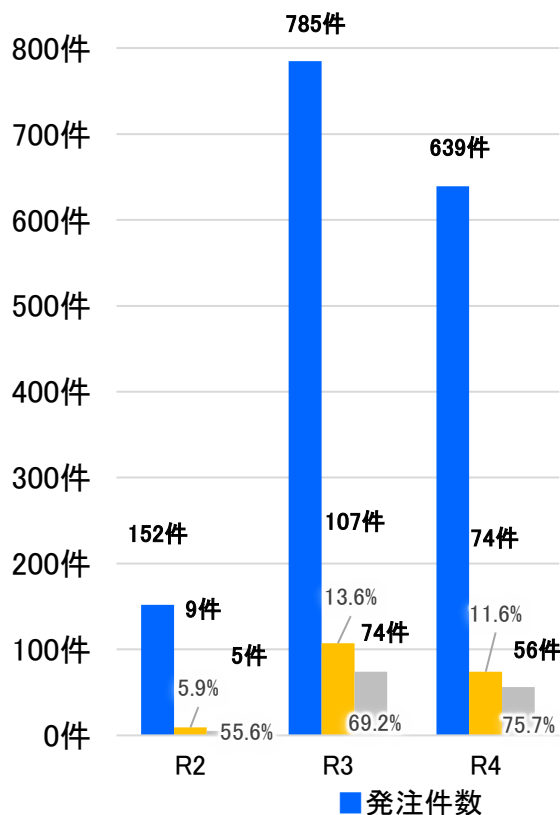
	地域貢献度	地理的条件【継続】																															
概要	過去5年間の指定エリア内における災害活動実績を、総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地域貢献度」）	指定エリアにおける本店・支店・営業所の有無を総合評価落札方式の「入札参加者を指名するための基準」で評価（「参加表明者の経験及び能力」-「地域性」-「地理的条件」）																															
評価内容	<table><tr><th rowspan="2">実績内容</th><th colspan="2">評価ウェイト</th></tr><tr><th>地理的条件なし</th><th>地理的条件あり</th></tr><tr><td>発注事務所における災害活動実績がある</td><td>6</td><td>3</td></tr><tr><td>発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある</td><td>4</td><td>2</td></tr><tr><td>関東地整管内における災害活動実績※がある</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外</td><td colspan="2">加点しない</td></tr></table>	実績内容	評価ウェイト		地理的条件なし	地理的条件あり	発注事務所における災害活動実績がある	6	3	発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある	4	2	関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1	上記以外	加点しない		<table><tr><th rowspan="2">所在地</th><th colspan="2">評価ウェイト</th></tr><tr><th>地理的条件なし</th><th>地理的条件あり</th></tr><tr><td>〇〇〇に本店がある</td><td>—</td><td>3</td></tr><tr><td>〇〇〇に支店・営業所がある</td><td>—</td><td>1</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>—</td><td>加点しない</td></tr></table>	所在地	評価ウェイト		地理的条件なし	地理的条件あり	〇〇〇に本店がある	—	3	〇〇〇に支店・営業所がある	—	1	上記以外	—	加点しない
実績内容	評価ウェイト																																
	地理的条件なし	地理的条件あり																															
発注事務所における災害活動実績がある	6	3																															
発注事務所管内を含む都県内に所在地がある事務所等※の災害活動実績※がある	4	2																															
関東地整管内における災害活動実績※がある	2	1																															
上記以外	加点しない																																
所在地	評価ウェイト																																
	地理的条件なし	地理的条件あり																															
〇〇〇に本店がある	—	3																															
〇〇〇に支店・営業所がある	—	1																															
上記以外	—	加点しない																															
対象	原則、総合評価落札方式で発注される全業務（選択可）	総合評価落札方式で発注され、現場作業（現地踏査等を除く）がある業務																															

※：関東地整の本局・事務所等、国（関東地整以外）の機関、地方公共団体、特殊法人等 の実績

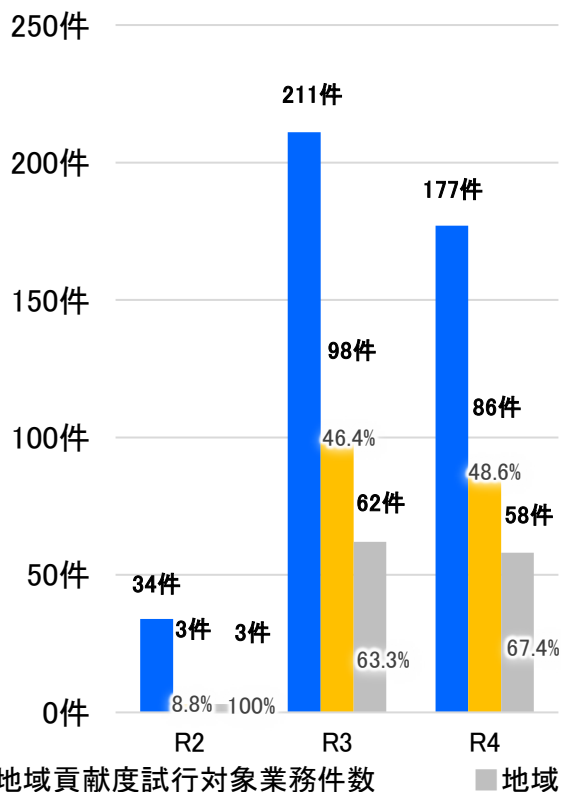
1-⑨継続災害協定に基づく活動実績の評価 試行状況

○地域貢献度にて災害活動実績の評価を実施している業務は、総合評価落札方式で発注される全業務で選択可能な試行を行っている。【R2.8～】
対象業務で発注すると落札している企業は全業種において、約60%以上が受注している状況。

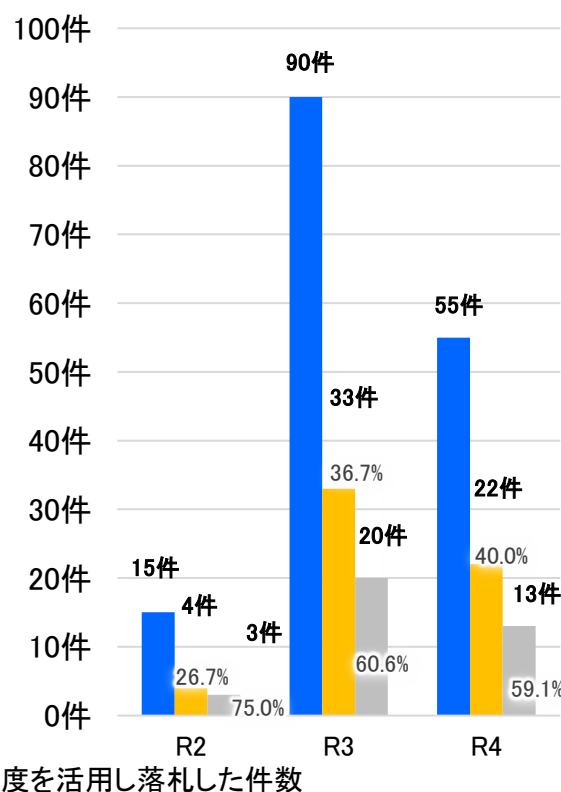
(単位:件) 【土木コンサル】



(単位:件) 【測量】



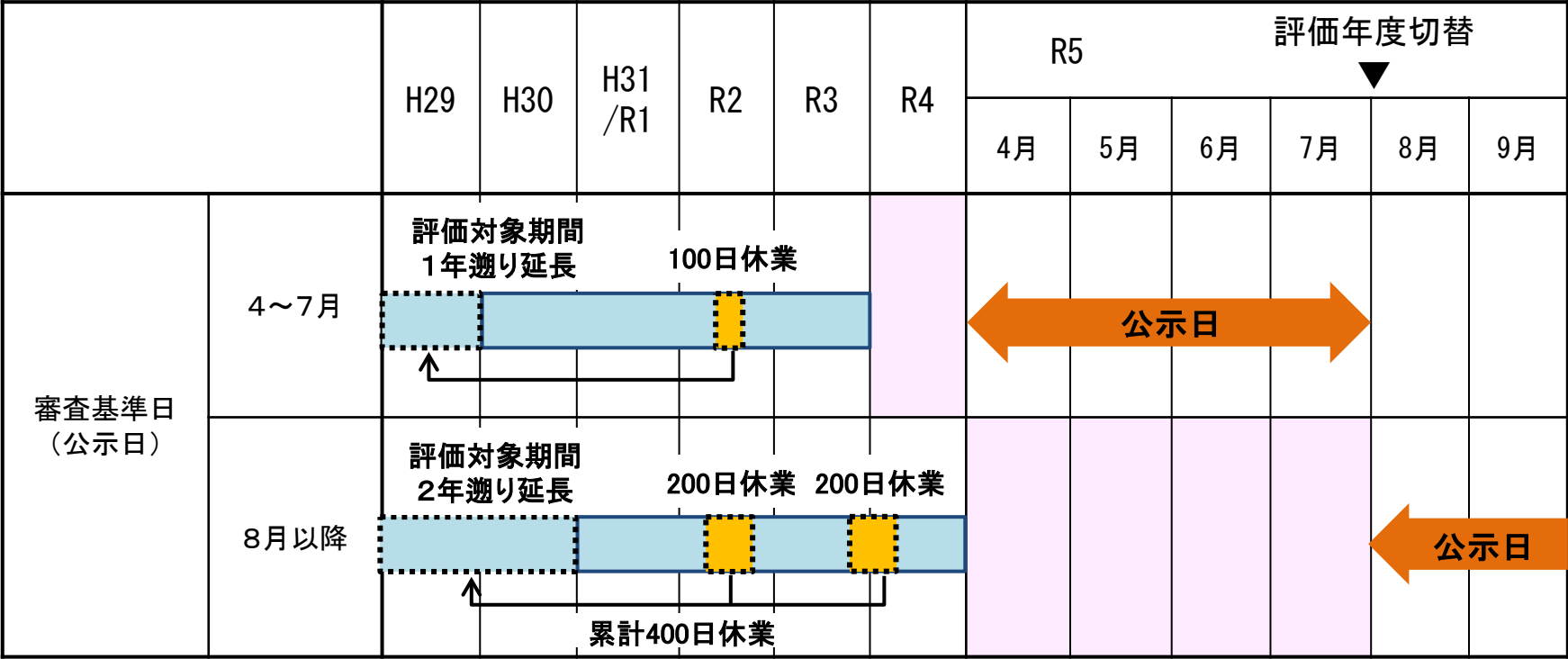
(単位:件) 【地質】



災害活動実績の評価においては、R3. 8より、評価対象を国(関東地整以外)の機関、地方公共団体、特殊法人等の災害活動実績まで拡大している。試行実施状況については、引き続き注視し、効果を検証を進めていく。

【趣旨】WLBへの配慮、女性技術者等の活躍支援
【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務対象となる休業:「労働基準法」「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」「育児休業」「介護休業」
【概要】配置予定技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長【H28.8～】

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4箇年)の例



□ : 評価対象期間外

2. 技術力が十分発揮できる競争環境の確保

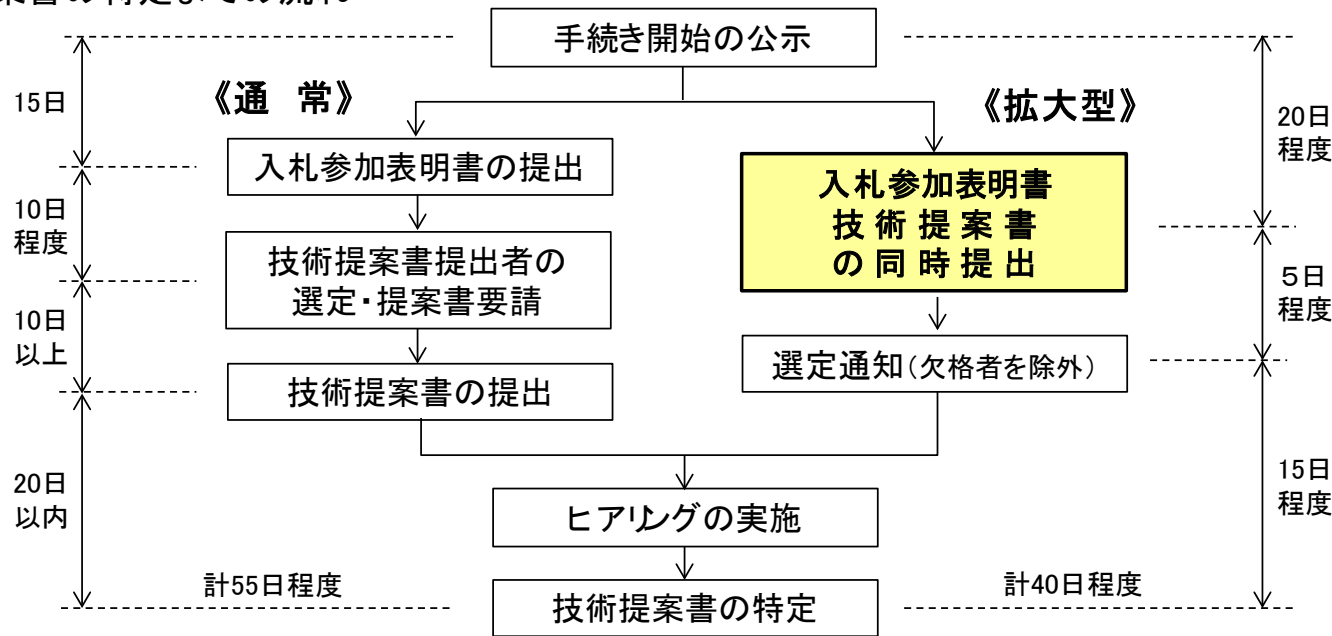
2-① 分離発注の徹底

- 【趣旨】担い手の育成・確保
- 【対象】測量、地質調査、設計等の業務
- 【概要】業種区分に応じた分離発注を原則とする。
やむを得ず複合業務とする場合は設計共同体(異業種JV)を資格要件とするなど競争環境を確保する。

2-② 拡大型プロポーザル方式の導入

- 【趣旨】品質向上
- 【対象】簡易公募型プロポーザル方式(準ずる含む)で発注する業務
- 【概要】幅広く技術提案を求めた方が成果の品質向上が望める場合(特殊な業務のため実績が少ない、技術的難易度が非常に高い等)は、技術提案書提出者の選定(欠格者は除く)を行わず、入札参加者全員の技術提案書を評価。【H25.10～】

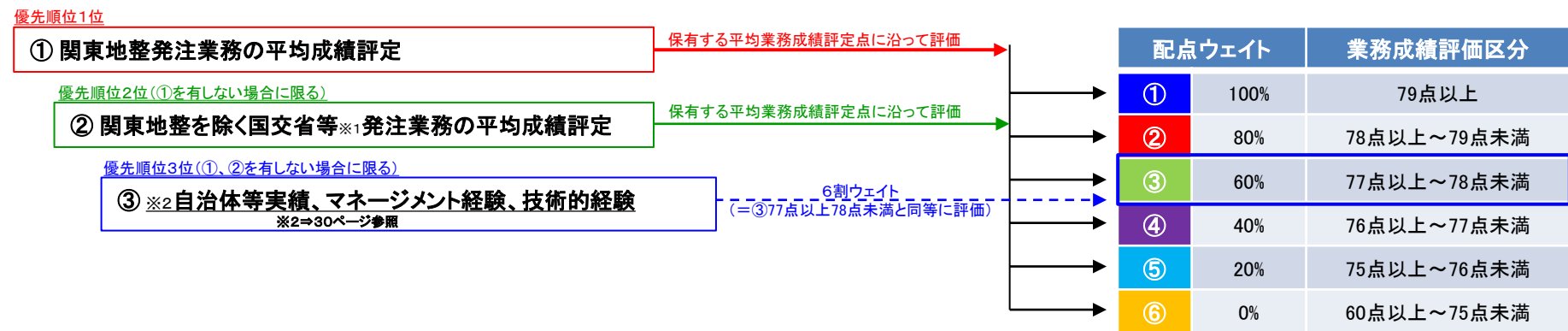
■ 技術提案書の特定までの流れ



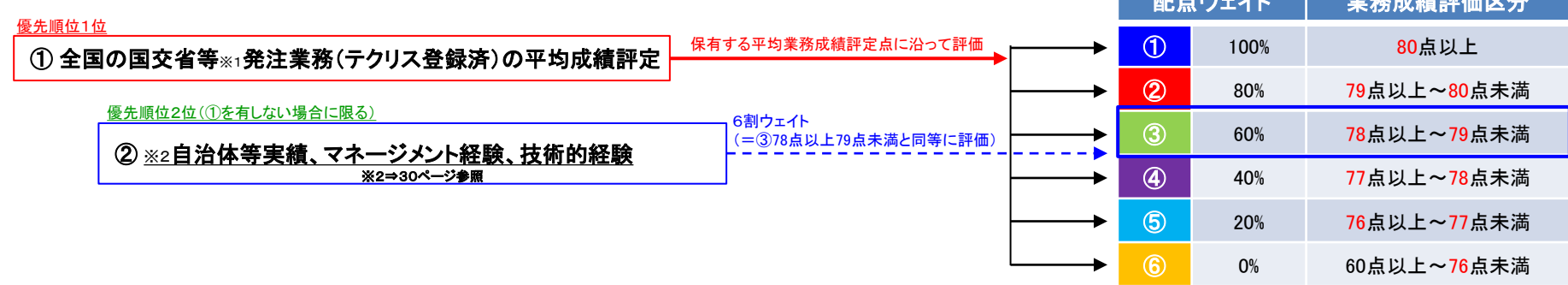
業務成績評点の評価基準

- 【趣旨】 全国統一的な評価、技術力による選定
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価に見直し【R3.8～】

これまで(R3. 7末まで)



現在(R3. 8から適用)



※評価区分については、次頁参照

※1 国交省等：国土交通省地方整備局等(北海道開発局、国土地理院、国土技術政策総合研究所等を含み、国土交通省本省内部を除く、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港関係を除く))

◆ 業務成績評価の上限値・下限値の変更【見直し】

【趣旨】業務成績評点の評価基準見直しを受けた評価区分の適正化

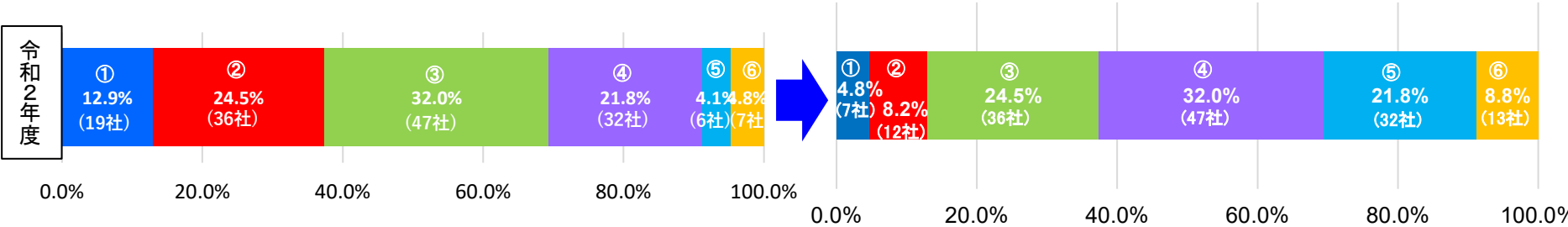
【対象】プロポーザル方式、総合評価方式で発注する業務

【概要】関東地整発注業務優先の評価から全国実績評価への見直しを踏まえ、評価区分の適正化をはかる【R3.8～】

土木コンサル・地質・測量

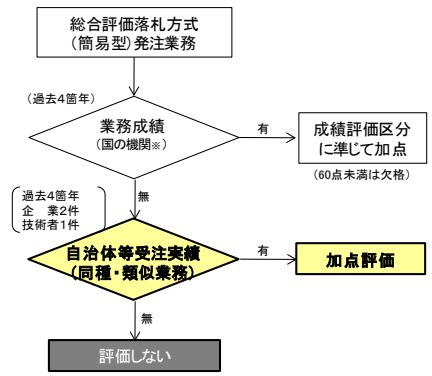
※業務成績の評価切り替えは8月のため、令和3年度企業評価のグラフは令和2年度企業平均点（H30・R1年度完了業務）のデータを元に整理
※業務成績は過去2箇年の平均点で、60点未満の場合は欠格

令和3年7月まで			現在(令和3年8月から適用)		
配点ウェイト		業務成績評価区分	配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	79点以上	①	100%	80点以上
②	80%	78点以上～79点未満	②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	77点以上～78点未満	③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	76点以上～77点未満	④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	75点以上～76点未満	⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～75点未満	⑥	0%	60点以上～76点未満



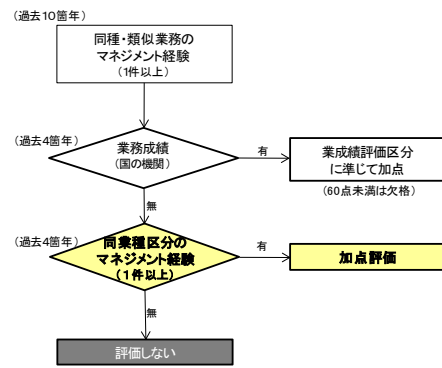
自治体等からの受注実績の評価

- 企業・技術者ともに国の機関※1発注業務の同種・類似業務実績を有さず、
関東地整管内の自治体等発注業務の実績を有する場合は業務実績として認める(H23～)
(過去4箇年に企業2件※2、技術者1件※3以上)
- 発注業務と同業種区分の業務成績(過去4箇年)を有していない場合でも、上記受注実績が確認できれば、
総合評価落札方式(簡易型)で発注する業務の「業務成績」の評価において加点(港湾空港、建築コンを除く)
※1 国の機関：関東地整を除く本省内部を除く国土交通省(国土地理院、国総研等を含む)、内閣府沖縄総合事務局開発建設部(農業、漁港、港湾空港を除く)
※2 同一の自治体等の発注業務であること
※3 企業実績と同一の自治体等の発注業務であること
※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照



マネジメント経験の実績を評価

- 発注業務の同種・類似業務のマネジメント経験※5を
同種・類似業務実績として認め、入札参加が可能。
- 国の機関の業務成績(過去4箇年)を有していない場合、
過去4箇年に発注業務と同業種区分の業務を1件以上
マネジメントした経験を有する場合は「業務成績」の
評価において加点する。



※5 マネジメント経験者

- 以下のいずれかの立場で、同種・類似業務のマネジメント経験がある者
- ① 建設コンサルタント登録規程第3条の一に該当する入札説明書(個別)に記載する部門の技術管理者
 - ② 地質調査業者登録規程第3条の一に該当する技術管理者
 - ③ 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領第6に該当する主任調査員相当以上

業務実績要件の緩和(試行)における技術的経験

- 業務実績要件の緩和(試行)：「同種・類似業務実績」に代えて、評価テーマの技術提案内容を裏付ける『技術的経験』を求める試行
- 企業、配置予定技術者が業務成績を有さないが、「技術的経験」を有することを確認できた場合に「業務成績」の評価において加点。
- 「技術的経験」とは
 - ◆企業の技術的経験
技術提案書の提出者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績。
 - ◆配置予定技術者(管理技術者)の技術的経験
配置予定技術者が、特定テーマに関する技術提案内容の実現に必要な技術を、国・特殊法人・地方公共団体等(①)発注の業務・役務で活用した実績、
②の研究機関との研究において活用した実績、②の研究機関で研究を行った実績。(技術的経験の業務内容が本業務と同様であることは要さない)
- ※4 その他の適用要件等の詳細については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」を参照

優良業務表彰等の評価基準

【趣旨】 全国統一的な評価、海外実績、業務のマネジメント力など高い技術力を有する企業・技術者の参加機会拡大

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 ◆プロポーザルは「全国実績」で評価、総合評価は「関東地整実績」で評価【R3.8～】

◆海外インフラプロジェクト業務表彰の評価

⇒大臣表彰は「局長」表彰、大臣奨励賞は「部長・事務所長」表彰と同等に評価

◆事業促進PPP業務における管理(主任)技術者の経験を「部長・事務所長」表彰と同等に評価※1、※2、※3

これまで(R3. 7末まで)

企業		配点	
① 関東地整発注業務における局長表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整発注業務における部長・事務所長表彰の経験 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① 関東地整発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	①	5点
② 関東地整以外の国交省発注業務における優良業務、技術者表彰の経験	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

- ※1 1-5参照
- ※2 プロポーザル方式で発注される業務に限る
- ※3 過去4年度+公示日までに事業促進PPP業務の管理技術者または、主任技術者として携わった実績がある。
ただし、上記の事業促進PPP業務の平均業務成績評定が78点以上の
場合に限る
- ※4 優秀技術者表彰経験又は優良業務表彰を受けた業務に
携わったことをデクリスで確認できる場合に評価
- ※5 2-5参照

現在(R3. 8から適用)

企業		配点	
① 局長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	①	5点
② 部長・事務所長表彰の経験(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験)	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

技術者		配点	
① ・局長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣表彰※5	→	①	5点
② ・部長・事務所長表彰の経験※4(プロポは全国、総合評価は関東地整の経験) ・海外インフラプロジェクト業務の大臣奨励賞※5 ・過去4年度間の事業促進PPP業務における管理・主任技術者の経験※1、※2、※3	→	②	3点
③ 実績なし	→	③	0点

配点ウェイト		業務成績評価区分
①	100%	80点以上
②	80%	79点以上～80点未満
③	60%	78点以上～79点未満
④	40%	77点以上～78点未満
⑤	20%	76点以上～77点未満
⑥	0%	60点以上～76点未満

○評価対象期間内に出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合は、所定の期間を延長
(1-10 業務実績等の評価対象期間の延長(休業考慮)を適用)

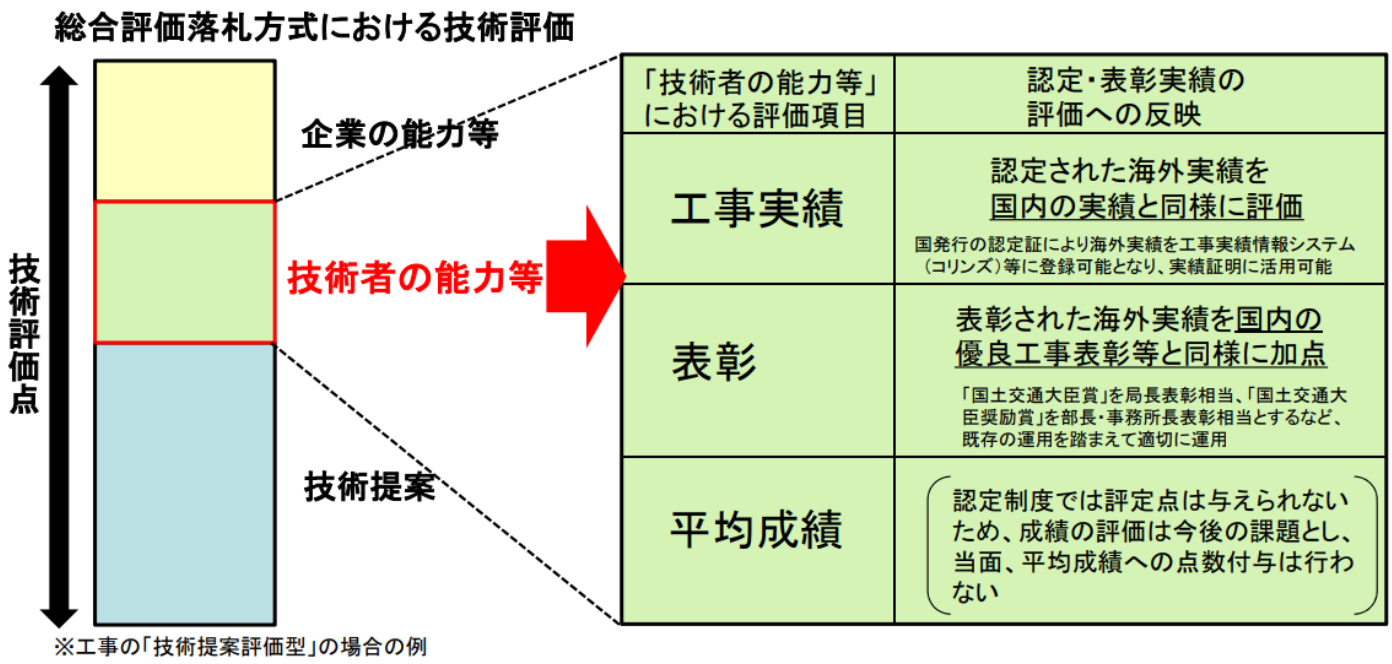
32

- 【趣旨】 海外進出や国内外の技術者の相互活用促進
- 【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務
- 【概要】 ・海外インフラプロジェクト技術者認定を受けた同種・類似業務を実績と認める【R3.4～】
・海外インフラプロジェクト表彰を受賞した技術者を、配置予定技術者の優良表彰の評価において加点評価

認定・表彰された実績の直轄工事・業務における評価

- 本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を令和3年4月1日以降に入札契約手続を開始する直轄工事・業務の入札・契約から評価に活用。
- 認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良工事表彰等と同等に加点評価。
- 直轄工事等で海外工事等の実績が国内実績と同様に評価されることで、技術者が海外で活躍できる環境を整備。

直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)



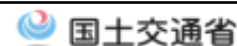
2-⑥継続手持ち業務量(金額上限)の見直し

【趣旨】 品質確保のため、より高い技術力を有する技術者の参加機会の確保(手持ち業務量による受注制限を改善)働き方改革等への配慮から、件数は変更せず、状況の変化※のみを考慮

【対象】 総合評価落札方式、プロポーザル方式で発注する業務

【概要】 配置予定管理(主任)技術者の手持ち業務量の金額上限見直し【R3.4～】

【参考】手持ち業務量の緩和



- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

入札説明書 共通事項
配置予定技術者に対する要件
管理(主任)技術者

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: 全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
- 発注ロットの変化等が原因と料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっており、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念が有
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が4億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。
(以下略)



ウ) 手持ち業務量の制限
契約額の合計が5億円未満
かつ契約件数の合計が10件未満であることを標準とする。
(以下略)

※手持ち業務の中に低入札契約が含まれている場合は、2.5億円、5件未満に変更。

【趣旨】照査技術者の配置要件の見直し

【対象】総合評価落札方式・プロポーザル方式(詳細設計等の照査技術者を配置する業務)

【概要】適性の品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。

照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる。建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中、ベテラン技術者の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。【R4.8～】

設定条件

業務経験ー過去10年間の同種・類似業務の実績として、照査技術者の実績を追加。【見直し】

技術力ー過去4年間の業務成績評点に、照査技術者として携わった業務の業務評定点を追加。【見直し】

指名・選定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点

技術評価点算出・特定			現行 評価基準
資格・実績	業務経験	同種・類似業務の実績	管理（主任）・担当技術者の実績
成績・表彰	技術力	業務成績評点	管理（主任）・担当技術者で携わった業務の業務評定点



見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当・照査技術者の実績		
管理（主任）・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

見直し（案） 評価基準		
管理（主任）・担当・照査技術者の実績		
管理（主任）・担当・照査技術者で携わった業務の業務評定点		

※国土地理院で発注されている業務においては、担当技術者ではなく、作業班長として登録されているもの

【趣旨】テレビ会議システムによるヒアリングの実施を標準化

【対象】技術提案内容のヒアリングを実施する全ての発注方式

【概要】従来より対面式によりヒアリングを実施してきたが、感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用としてきたが、**発注者及び受注者双方から技術提案書の内容をヒアリングにより確認したい**との要望があり、テレビ会議によるヒアリングの実施に向けた環境が整ったことから、原則、テレビ会議システムにより実施する。【R4.4～】

テレビ会議システムによるヒアリングの実施

<発注者のメリット>

- ヒアリングを行うことで評価がしっかり出来る。
- 技術提案書提出者に対して、
 - ・受付する時間
 - ・会場(会議室)までの誘導
 - ・会議室の確保
 等が無くなる。

<受注者のメリット>

- 会場(発注事務所等)への移動時間が無くなる。
- 技術提案の内容をしっかりとアピールすることが出来る。

在宅勤務でもヒアリング可能なことから働き方改革にも寄与し、移動時間の削減により生産性向上に寄与。

感染症対策から原則ヒアリングを実施しない運用における評価風景(自席等で評価)



※ヒアリング実施
プロポ、総合評価(標準型1:2、標準型1:3)
※ヒアリング省略
総合評価(標準型1:3(技術者評価重視型))
総合評価(簡易型1:1、実施能力評価拡大型)

テレビ会議システムを活用したヒアリング風景



3. 事務手続きの効率化

3-①継続クラウドを活用した資料閲覧 -資料閲覧の効率化-

趣旨 働き方改革、労働基準法改正(残業時間の上限規制)を受けた再改善(感染症拡大防止効果も期待)

対象 資料閲覧を行う全業務(原則、契約中の業務も含む)

概要 過年度成果等の資料閲覧時に、クラウドを介した電子成果品の一時コピーを認めることで、発注事務所等へ移動せずに、自社において資料閲覧を行える方式に改善。

現行(新試行:R2.9~)

- クラウドを活用した電子成果品データ等の一時DL、閲覧を可とする。※電子データが無い資料を除く
- 従来FAXで行っていた閲覧申請をメール申請に改善。誓約書もメール提出可。(R2.12~改善)

期待される効果

主に受注者側の働き方改革に寄与

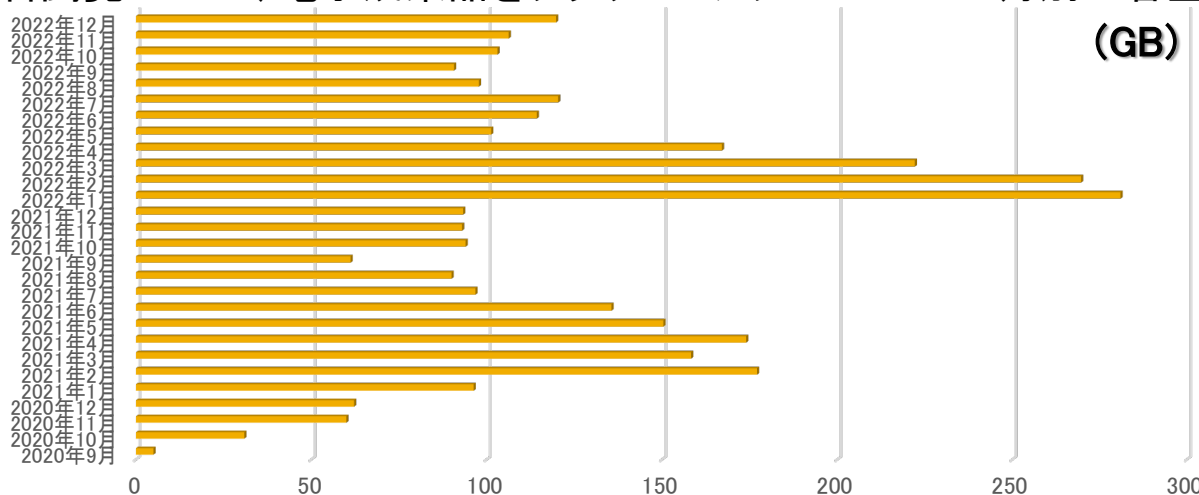
- 閲覧会場への移動が不要(自社でDL、一時複製、閲覧が可能) など



留意事項

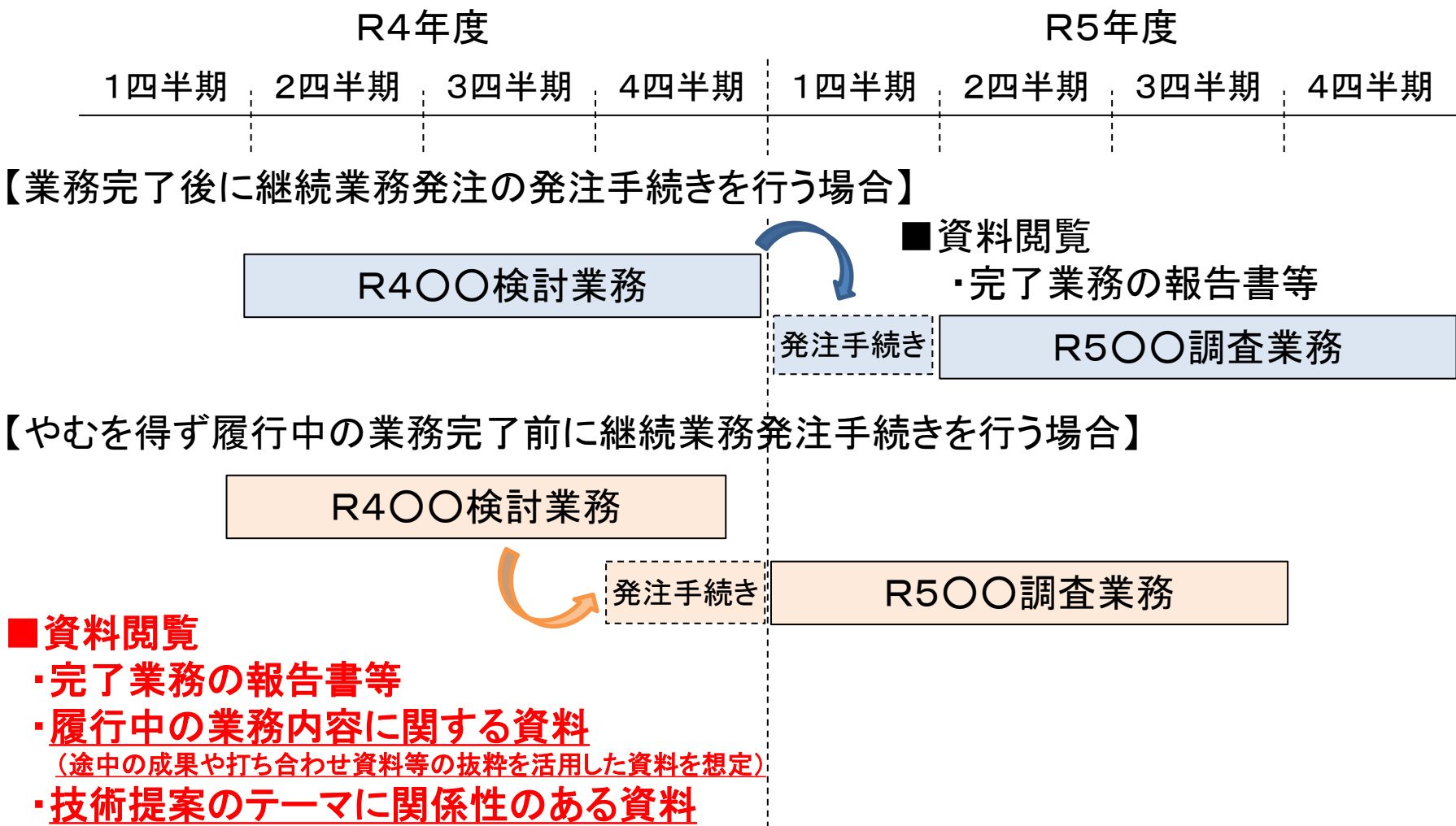
- 電子データの取扱い(セキュリティ対策)として、誓約書提出を義務づけ
- 電子成果品が無い(電子成果品以前の業務成果など)場合は、従前通りの閲覧(紙成果)で実施

資料閲覧のため、電子成果品をクラウドへアップロードした月別の容量数



○資料閲覧の実施方法

- ・ R 3 年度よりクラウドを活用した資料閲覧を実施
→ 資料閲覧は事務所へ来所することなく電子データにて資料閲覧を実施



- ・指名選定時等の評価方法見直し・参加表明書添付資料の簡素化
- ・総合評価落札方式(簡易型)の、技術提案書記載内容の見直し・過剰記載の抑制【H27.8～】
- ・実施方針における評価ポイントの明確化【H28.8～】

項 目	従 前	試 行
実施方針	・業務を実施する上での着目点を抽出し、それを踏まえた実施方針、品質管理等について記載。 ※着眼点は複数記載可	・発注者が提示する、 成果の品質に関わる事項 業務のクリティカルパス 等 における課題（留意点）とその理由及び具体的な対応方針を記載。 ※課題は最も重要と考えられる1項目を記載。
実施手順	業務実施手順を示す実施フローを記載。	従前通り。
工 程 表	業務量の把握状況を示す工程計画を記載。	従前通り。
そ の 他	有益な代替案、重要な指摘事項について記載。	—

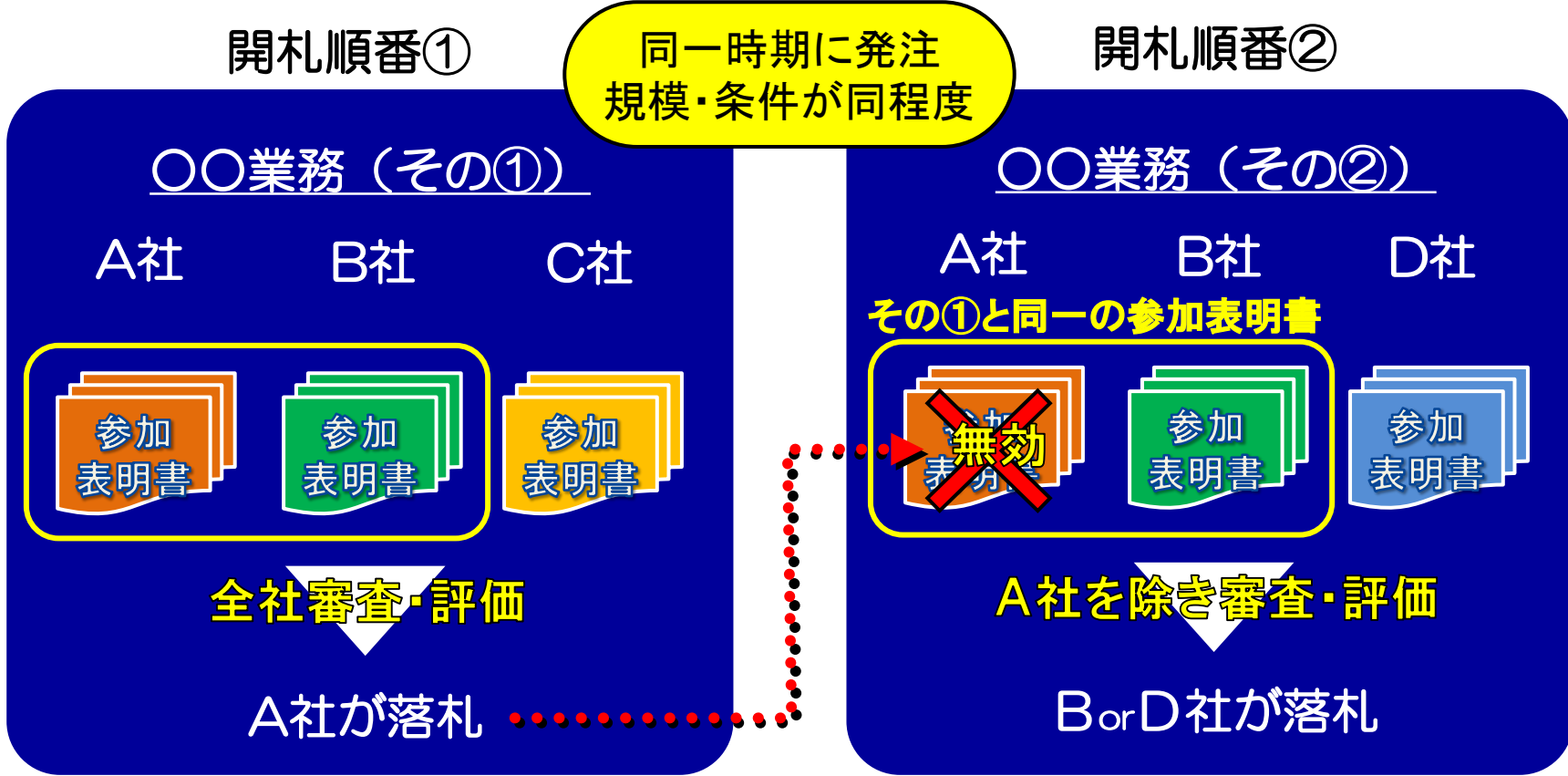
受注者の業務内容確認作業の負担の軽減、発注者の条件設定のミス防止をはかる

[illegible]

【趣旨】受注者の入札参加にかかる作業負担軽減 等

【対象】総合評価落札方式で発注する業務のうち、十分な競争性が確保でき、技術的難易度が比較的高くないもの
(例えば災害時の測量・設計業務などの実施期間・期限が限られている業務等)

【概要】・同一時期発注の規模、条件が同程度の複数業務に、同一の参加表明書での参加を認め、評価する方式。
・あらかじめ定めた開札順番で開札し、落札者を決定(同じ管理技術者での重複受注は認めない)【H28.8～】



【趣旨】受・発注者の負担軽減

【対象】総合評価落札方式(標準型(1:3))で発注する業務

【概要】評価テーマを設定せず、配置予定技術者の「業務成績」、技術提案の「実施方針」を重視する評価方法。

H27年度から詳細設計等の業務に限定して適用。活用促進を図るため、通常の標準型との使い分けを個々の業務特性に応じ判断できるよう見直し(試行対象を全業務に拡大)

更なる事務負担軽減のため、ヒアリングを省略。【H29.4～】

【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減

【対象】総合評価落札方式、プロポーザル方式(総合評価型)で発注する業務

【概要】「簡易な参加表明書」により、非指名と想定される者をより分けることにより、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。

また、参加表明書の様式をExcel形式にまとめ、参加表明書作成の作業が効率的に行える仕組みを構築し、参加者の事務負担の軽減を図る。【H30.8～】

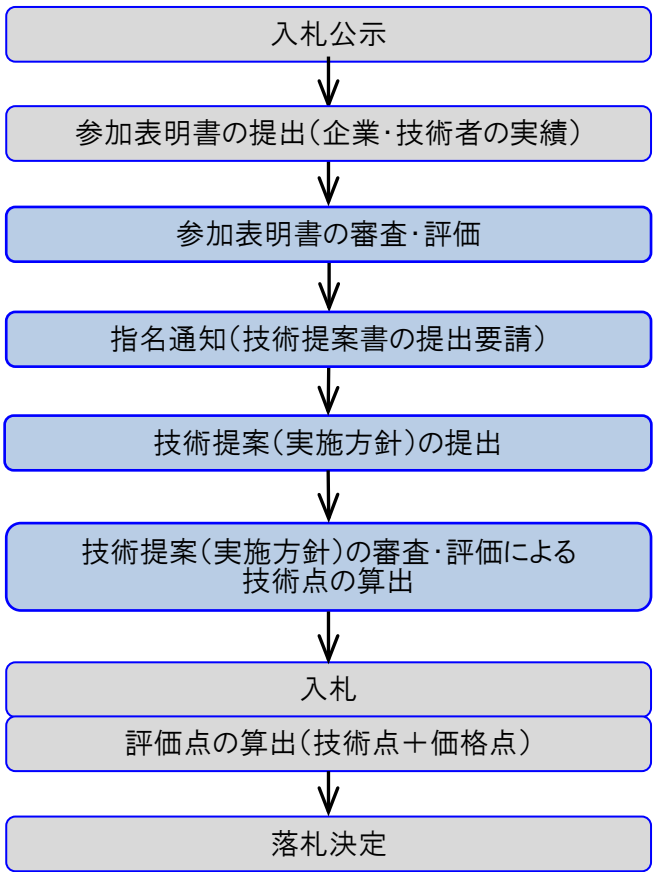
【趣旨】総合評価落札方式(一部試行を除く)の技術提案書の評価にて無効となった参加者に対し、その旨を通知する。

【対象】(簡易)公募型競争入札(総合評価)方式(簡易型の実施能力評価型を除く)で発注する建設コンサルタント業務

【概要】対象業務では指名通知のみ通知し、技術提案書が無効となった場合、通知が無く、入札に参加する。提案が無効の場合、入札に至る前に技術提案書が無効となった旨を通知することで、無効な入札手続きを省略する。なお、提案の無効がない場合は、通知せず入札を執行する。【R4.4～】

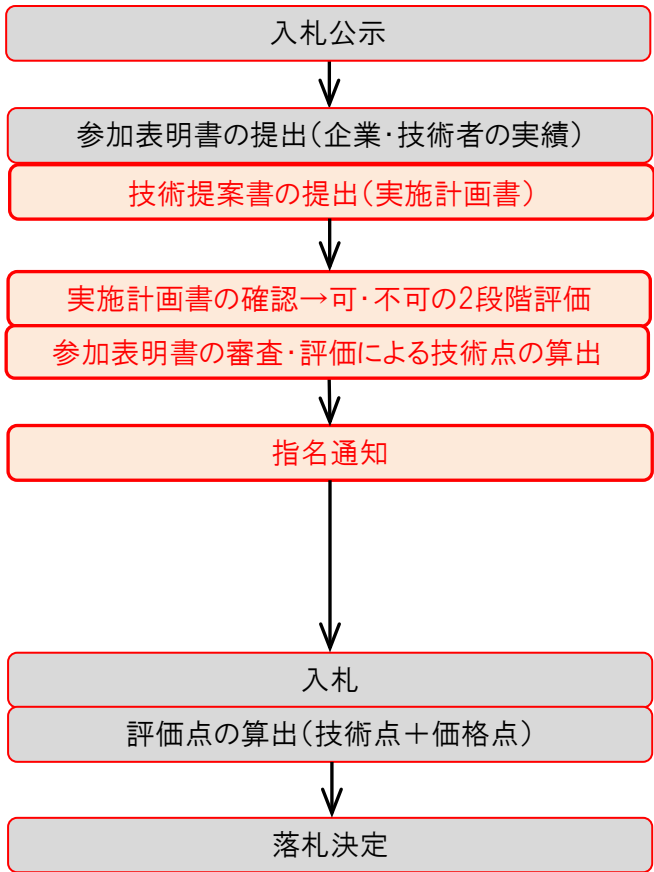
【趣旨】評価・審査の効率化、事務負担の軽減
【対象】総合評価落札方式(簡易型)で発注する一部業務
【概要】参加表明書と技術提案書(実施計画書)の提出を同時に求め、実施能力の確認と参加表明書による技術評価を行い、評価・審査の効率化、事務負担の軽減を図る。
技術提案書(実施計画書)の記載は簡素化し、受注者の資料作成の負担軽減を図る。
試行対象業務は当面「水質調査業務」「交通量調査業務」「点検業務」とする。【R1.8～】

【指名競争】総合評価落札方式の実施手順

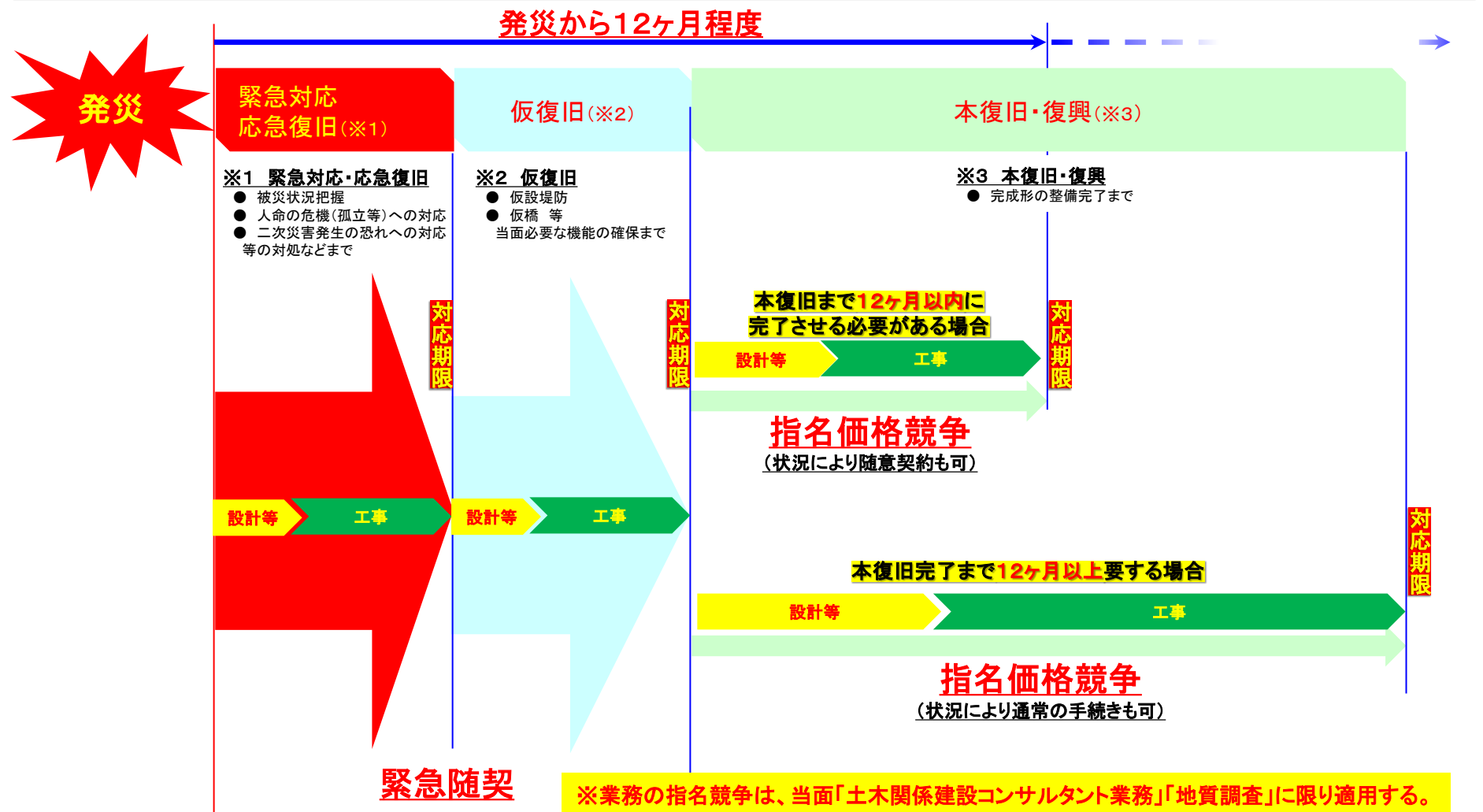


2段階審査を
1段階審査へ
手続き期間の
短縮

【指名競争】総合評価落札方式(実施能力評価型)の実施手順



- 【趣旨】品確法改正、災害の激甚化など受けた、迅速な災害対応体制の確保
- 【対象】災害復旧等関連の業務（※当面「土木関係建設コンサルタント業務」「地質調査」に限り適用）
- 【概要】迅速な体制確保のため、災害復旧等関連業務に、**随意契約、通常指名競争を積極的に活用【R2.4～】**



◆インターネットを活用した建設コンサルタント業務等の入札・契約過程、契約内容等に係る情報公表

【趣旨】働き方改革、労働基準法改正（残業時間の上限規制）を受けた改善

【対象】建設コンサルタント業務等

【概要】従前、事務所等で閲覧に供していた、入札・契約過程、契約内容等に係る情報を
自社等で「入札情報サービス（PPI）」により閲覧可能に改善。【R2.10～】

入札情報サービス（PPI）で閲覧可能な情報

指名競争	プロポーザル
指名業者名及び指名理由	選定業者名及び選定理由
公募型・簡易公募型競争入札の指名結果書	公募型・簡易公募型プロポーザル方式における選定結果書
予定価格	プロポーザル評価表
調査基準価格	プロポーザル方式の特定結果書
予定価格の積算内訳	随意契約結果及び契約の内容※
業務設計書	予定価格の積算内訳※
契約の内容	業務設計書※
入札調書	プロポーザル評価表
技術点評価結果	

※ プロポーザルに付した場合以外の随意契約においても適用

4. 実施状況データ整理集

4-①建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況

建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況

○建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(5業種)

- ・不調・不落の発生件数はR3年度まで増加傾向であったが、R4年度は減少している。(P48)

○建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(業種別)

- ・5業種区分(土木コンサル、測量、地質、建築コンサル、補償コンサル)のうち、土木コンサルが約7割を占めている。(P49)

4-②品質確保対策の実施状況

建設コンサルタント業務における低入落札状況

○低入札発生状況

- ・令和4年度の低入落札は発生していない(P50)

○落札率

- ・土木コンサル、測量について、平均落札率は上昇傾向。地質は横ばい。(P51)

○入札比率

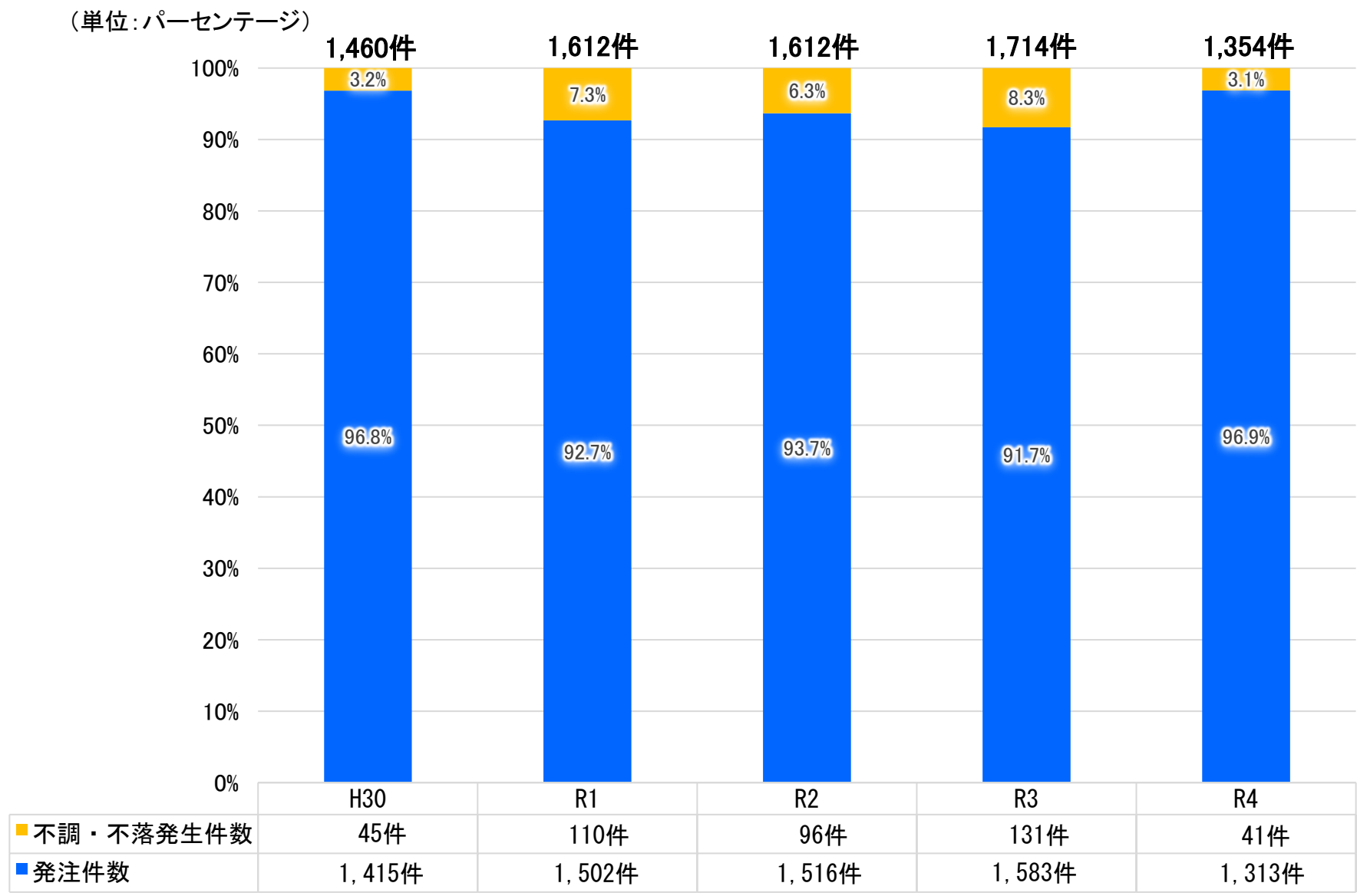
- ・調査基準価格付近に入札が集中(P52)

業務成績評定点の分布状況

○業務成績評定点の推移

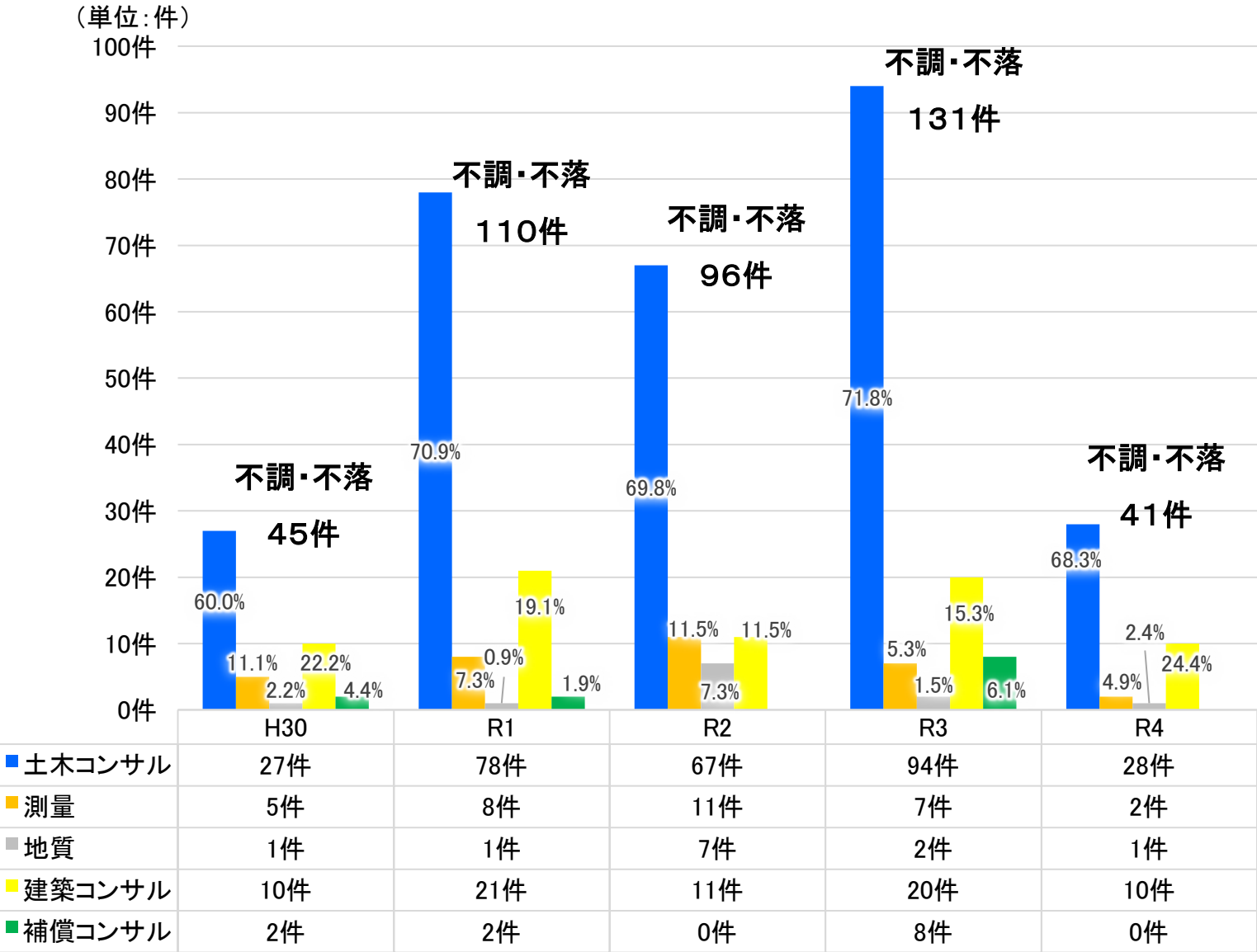
- ・業務成績評定点は土木コン、地質、測量共に上昇傾向(P54)
(R3年度平均点 土木コン:78.4点(+0.3)、測量:78.2点(+0.5)、地質:78.6点(+0.3))

○不調・不落の発生件数はR3年度まで増加傾向であったが、R4年度は減少している。



※ 予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

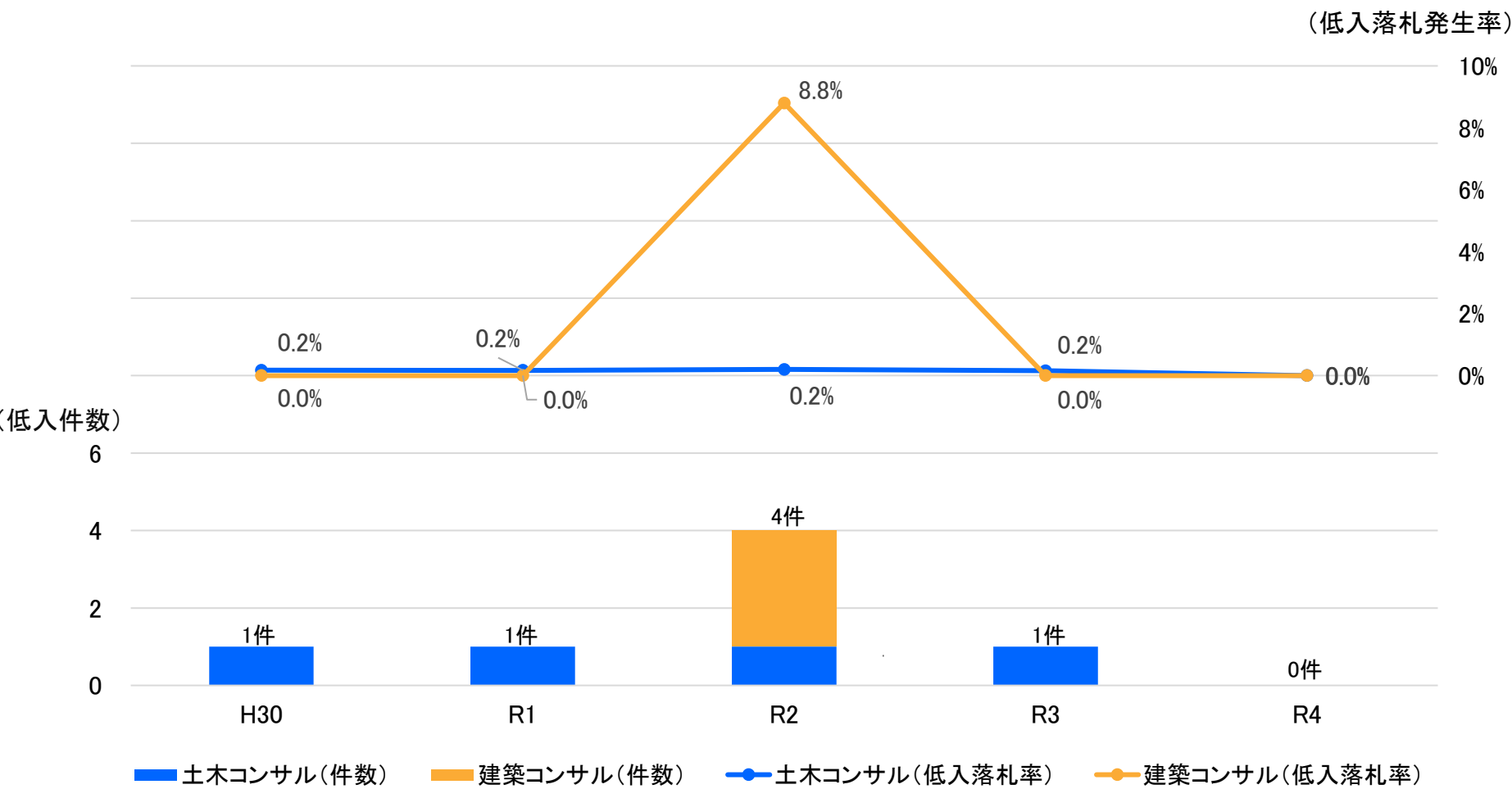
○5業種区分(土木コンサル、測量、地質、建築コンサル、補償コンサル)のうち、土木コンサルが約7割を占めている。



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○低入落札は令和4年度は、全ての業種で発生していない。

低入落札発生状況(業種別)

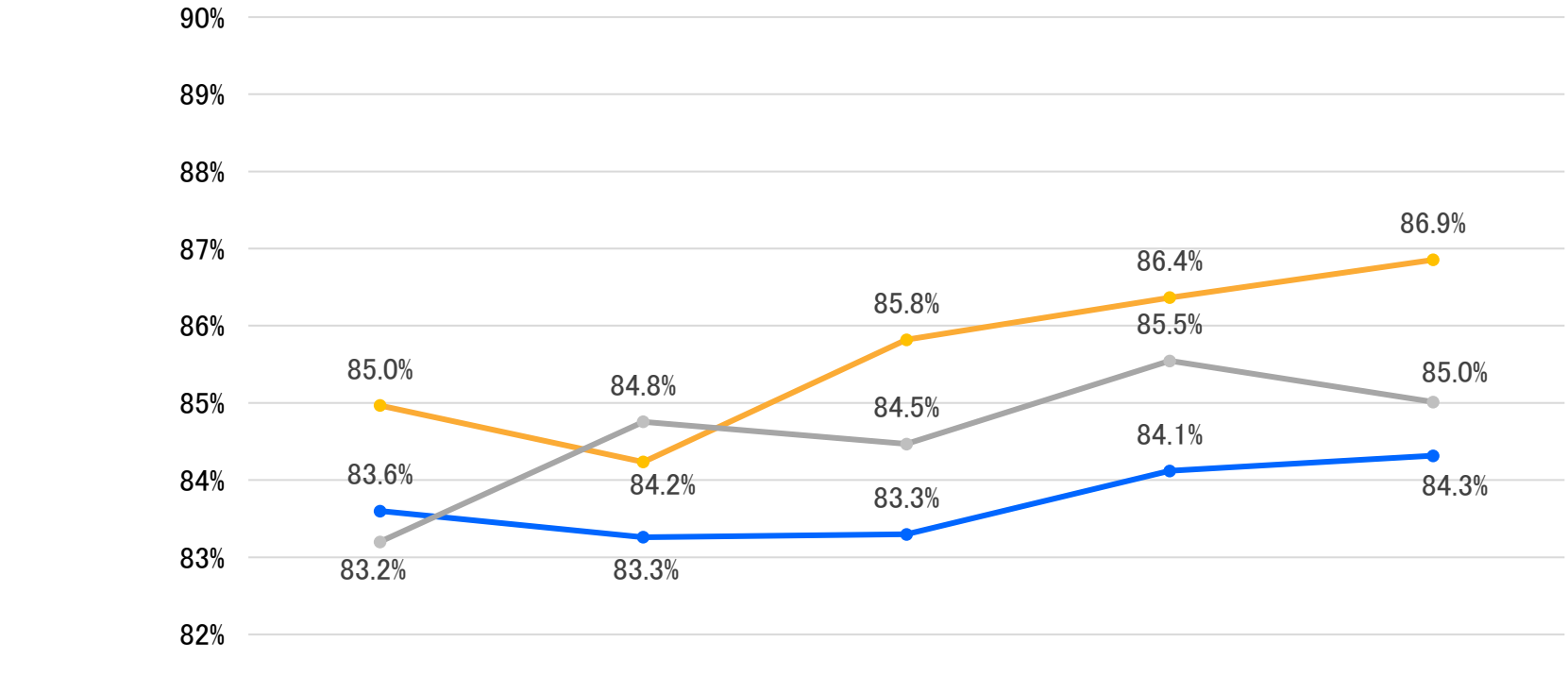


※ 予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点
※ 低入落札件数: 予定価格1,000万円を超える業務については、調査基準価格を下回って契約した業務
100万円を超え1,000万円以下の業務については、予定価格の7/10を下回る、または品質確保基準価格を下回って契約した業務

○土木コンサル、測量について、平均落札率は上昇傾向。地質は横ばい。

(単位:パーセンテージ)

平均落札率の推移



※平成31年4月1日以降、測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ
地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

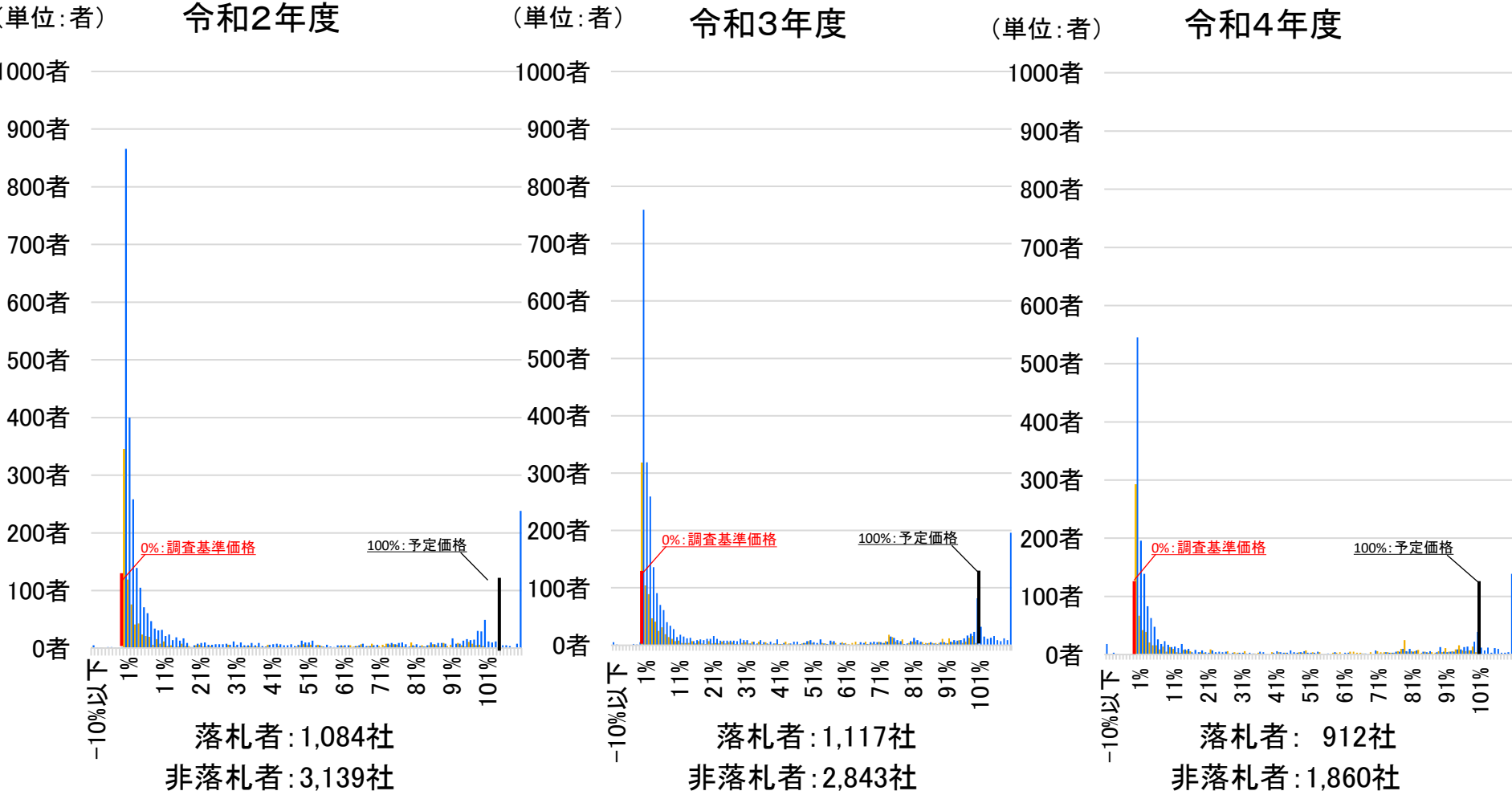
	H30	R1	R2	R3	R4
土木コンサル	83.6%(568件)	83.3%(581件)	83.3%(616件)	84.1%(628件)	84.3%(543件)
測量	85.0%(212件)	84.2%(243件)	85.8%(214件)	86.4%(208件)	86.9%(175件)
地質	83.2%(59件)	84.8%(64件)	84.5%(67件)	85.5%(79件)	85.0%(47件)

土木コンサル 測量 地質

○各年度ともに調査基準価格付近に入札が集中する状況となっている。

入札比率の推移

$$\text{入札比率} = \frac{\text{入札額} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}}$$

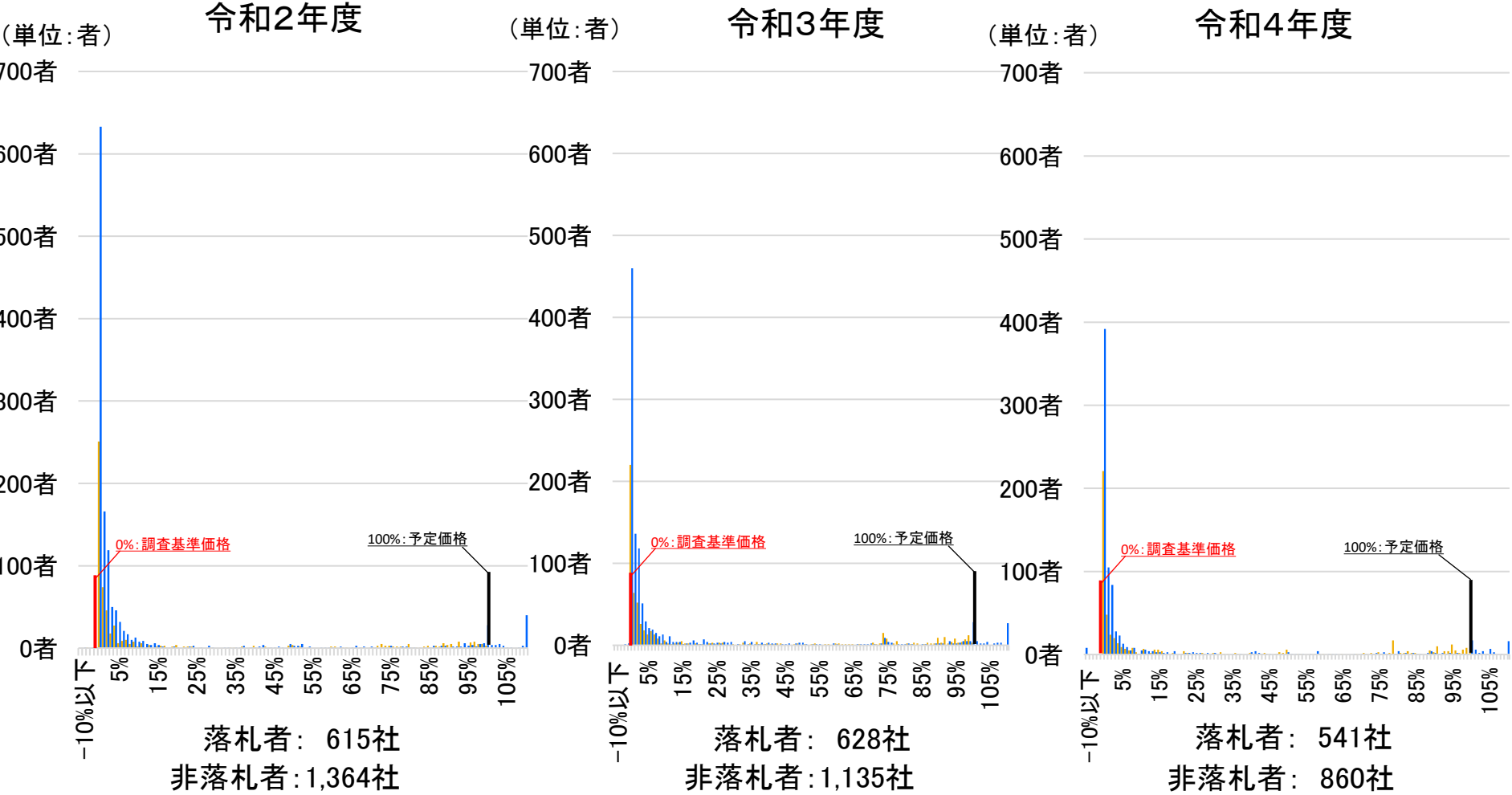


※予定価格100万円を超える総合評価落札方式のみ（プロポ、価格競争を除く）。港湾空港を除く。調査基準価格が設定されていない業務を除く。
※非落札者には、入札が無効となった者、入札を辞退した者は含まない。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○各年度ともに調査基準価格付近に入札が集中する状況となっている。

入札比率の推移

$$\text{入札比率} = \frac{\text{入札額} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}}$$

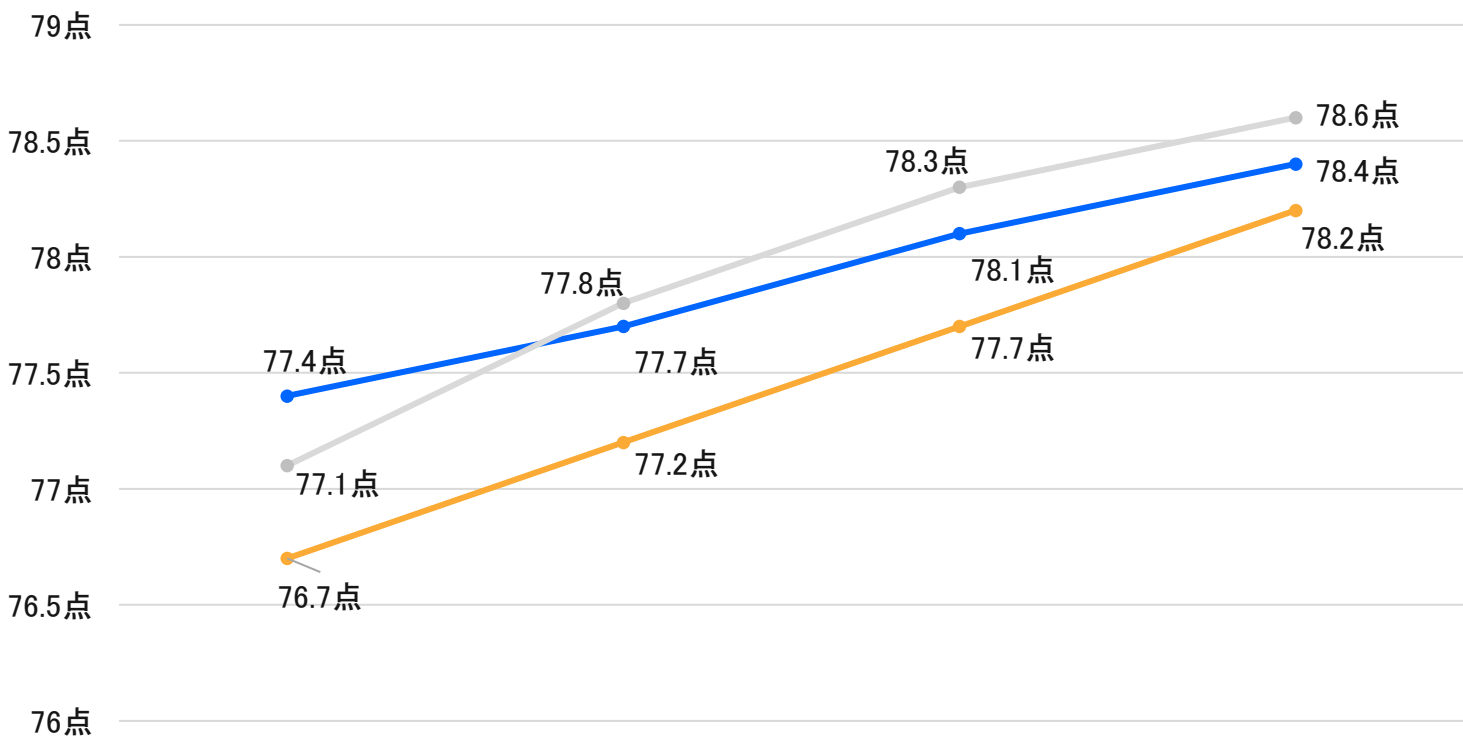


■ : 落札者 ■ : 非落札者

※予定価格100万円を超える総合評価落札方式のみ (プロポ、価格競争を除く)。港湾空港を除く。 調査基準価格が設定されていない業務を除く。
※非落札者には、入札が無効となった者、入札を辞退した者は含まない。H30～R3年度は3月末時点。R4年度は、12月末時点

○業務成績評定点の3業種別の平均は、年々上昇傾向である。

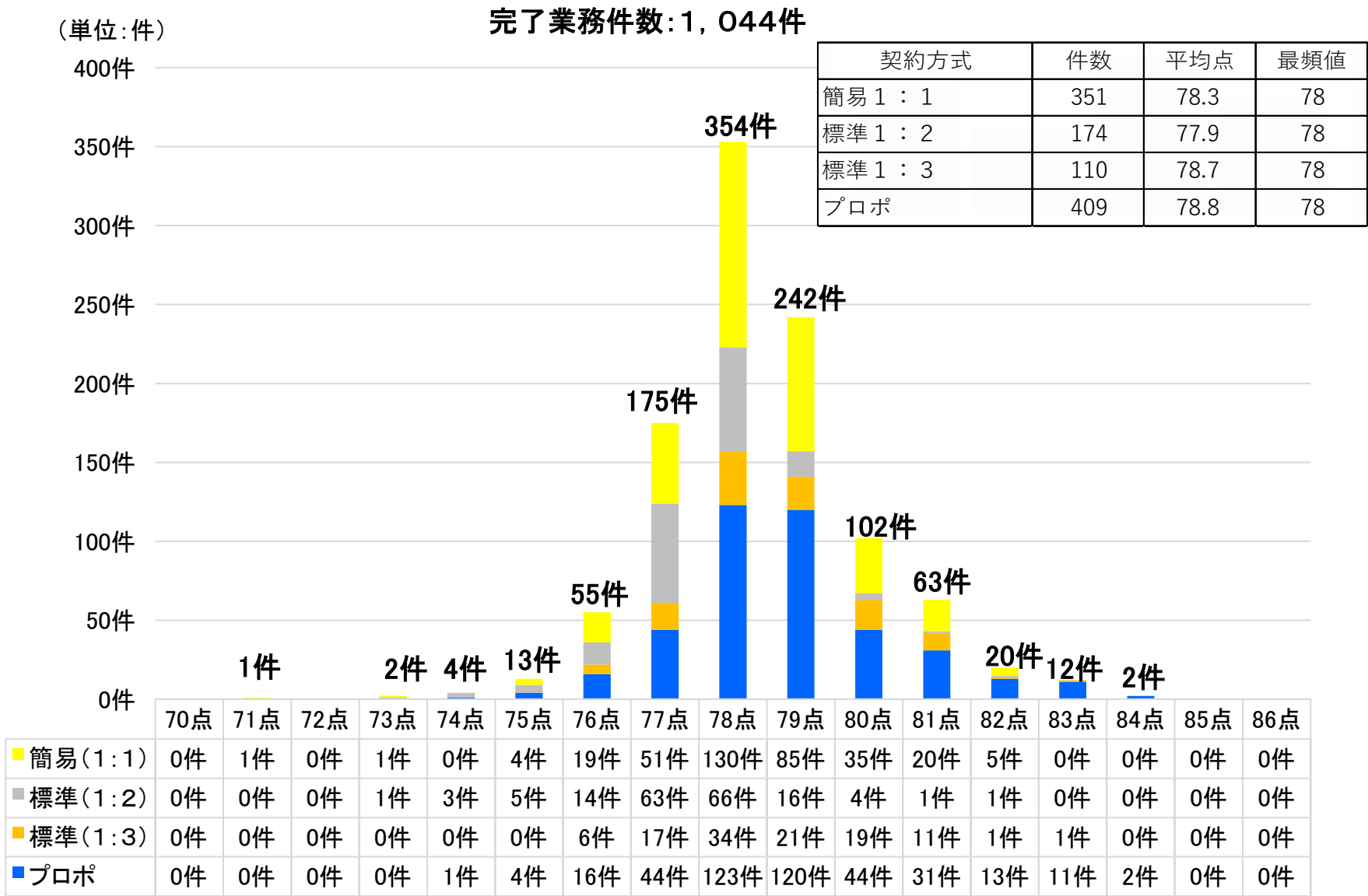
(単位: 点)



	H30	R1	R2	R3
土木コンサル	77.4点 (866件)	77.7点 (905件)	78.1点 (963件)	78.4点 (1,044件)
測量	76.7点 (201件)	77.2点 (227件)	77.7点 (221件)	78.2点 (213件)
地質	77.1点 (69件)	77.8点 (68件)	78.3点 (75件)	78.6点 (83件)

※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。H30～R3年度は3月末時点。

○令和3年度完了業務は、全ての契約方式別で、最頻値は78点となっている。



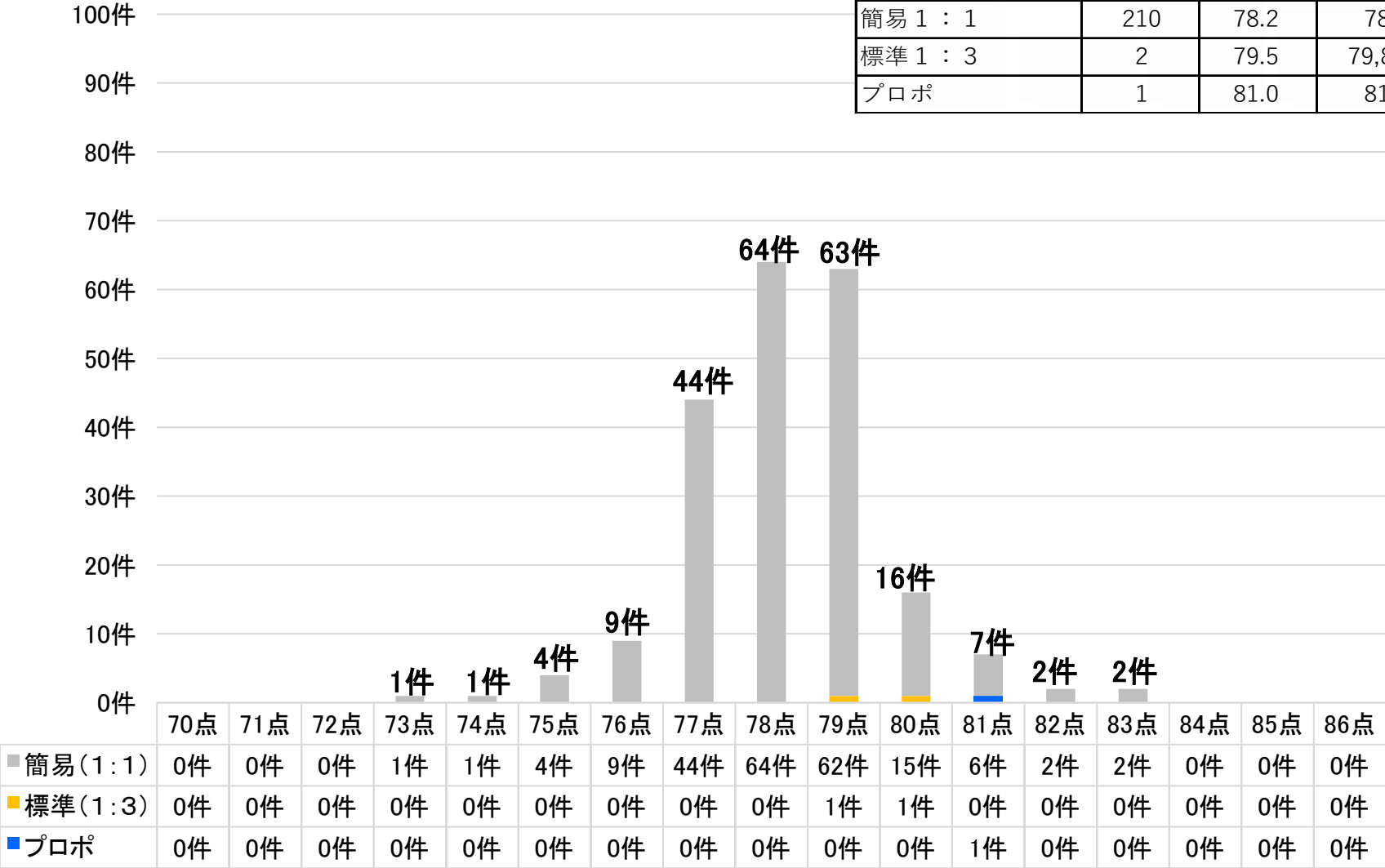
※予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

○令和3年度完了業務は、簡易型(1:1)の業務が大部分を占めており、最頻値は78点となっている。

(単位:件)

完了業務件数:213件

契約方式	件数	平均点	最頻値
簡易 1 : 1	210	78.2	78
標準 1 : 3	2	79.5	79,80
プロポ	1	81.0	81



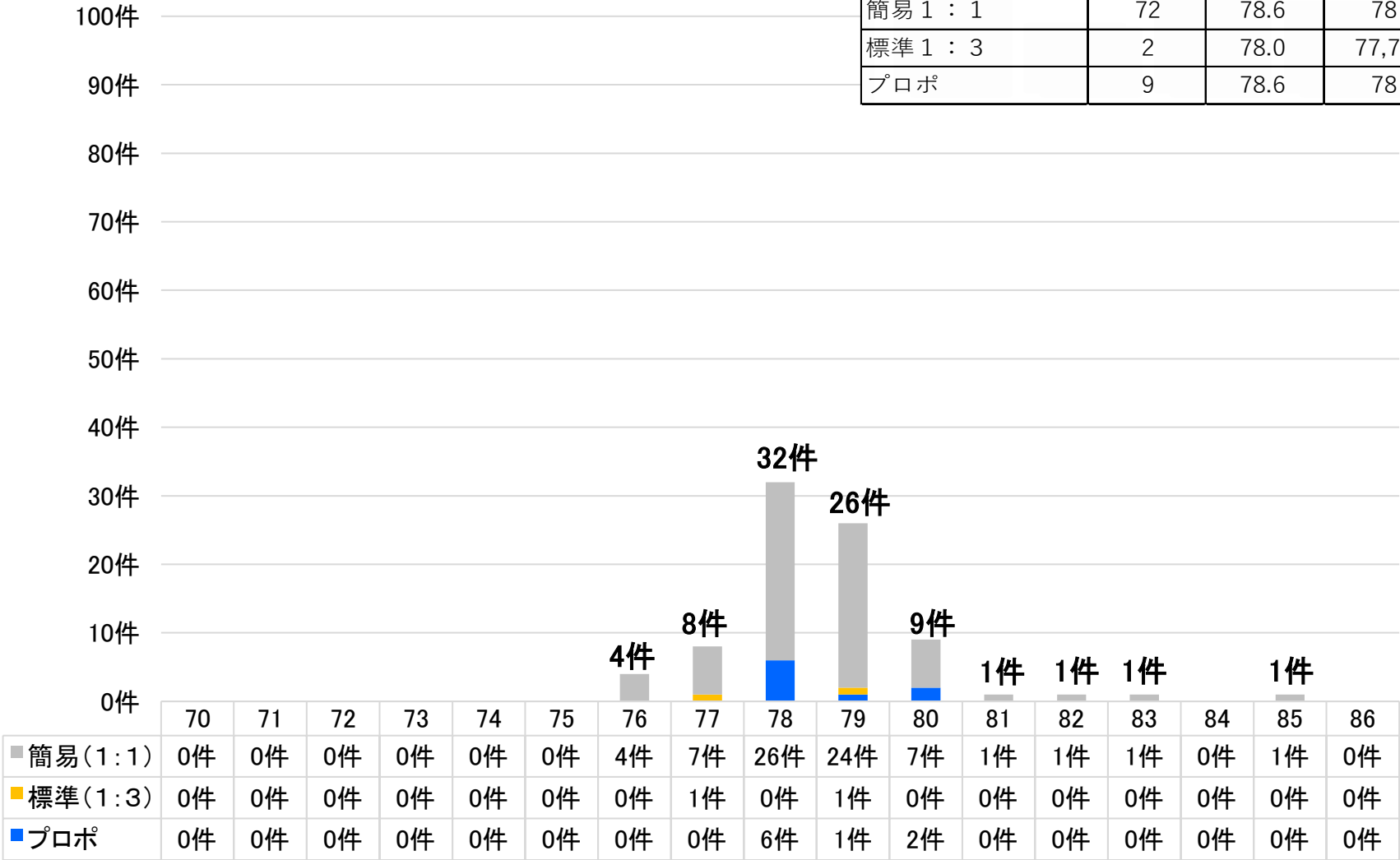
※予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

○令和3年度完了業務は、簡易型(1:1)の業務が大部分を占めており、最頻値は78点となっている。

(単位:件)

完了業務件数:83件

契約方式	件数	平均点	最頻値
簡易 1 : 1	72	78.6	78
標準 1 : 3	2	78.0	77,79
プロポ	9	78.6	78



※ 予定価格100万円未満の少額随契、緊急随意契約及び単価契約を除く。港湾空港を除く。